【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	2026年11月25日
【事業年度】	第12期(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)
【会社名】	株式会社キャスター
【英訳名】	Caster Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　中川　祥太
【本店の所在の場所】	宮崎県西都市鹿野田11365番地１
【電話番号】	050-5893-4549
【事務連絡者氏名】	執行役員　勝見　彩乃
【最寄りの連絡場所】	宮崎県西都市鹿野田11365番地１
【電話番号】	050-5893-4549
【事務連絡者氏名】	執行役員　勝見　彩乃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(千円)	―	―	4,440,248	4,588,129	4,453,921
経常利益又は損失(△)	(千円)	―	―	△158,955	△386,366	41,358
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	(千円)	―	―	△217,905	△393,260	3,453
包括利益	(千円)	―	―	△217,905	△392,849	3,453
純資産額	(千円)	―	―	1,103,151	709,921	713,374
総資産額	(千円)	―	―	2,455,221	1,872,251	1,975,304
１株当たり純資産額	(円)	―	―	562.50	362.11	363.87
１株当たり当期純利益又は純損失(△)	(円)	―	―	△113.47	△200.59	1.76
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	―	―	44.9	37.9	36.1
自己資本利益率	(%)	―	―	―	―	0.5
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	419.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	△153,599	△371,910	17,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	△296,730	18,439	△93,549
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	570,925	△69,477	125,201
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	―	1,606,886	1,184,046	1,233,263
従業員数	(人)	― (―)	― (―)	398 (491)	458 (406)	448 (323)

(注) １．第10期は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社の取得日を2024年８月31日（みなし取得日）としており、連結決算日との差異が３ヶ月を超えないことから、第10期においては貸借対照表のみを連結しております。そのため、2023年８月期以前の数値については記載しておりません。
２．第10期から第11期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第12期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
３．第10期から第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
４．第10期から第11期の株価収益率については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
５．従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は(　)内に期中平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(千円)	3,338,001	4,179,385	4,441,805	4,419,014	4,278,049
経常利益又は損失(△)	(千円)	△161,784	18,476	△149,652	△333,271	△19,235
当期純利益又は純損失(△)	(千円)	△145,053	29,214	△208,602	△339,931	△20,897
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	49,900	49,900	190,614	190,614	190,614
発行済株式総数						
普通株式	(株)	10,000	1,557,960	1,960,460	1,960,460	1,960,460
A１種優先株式	(株)	9,990	―	―	―	―
A２種優先株式	(株)	4,333	―	―	―	―
B種優先株式	(株)	4,857	―	―	―	―
C種優先株式	(株)	5,358	―	―	―	―
D種優先株式	(株)	4,411	―	―	―	―
純資産額	(千円)	1,010,402	1,039,254	1,112,453	772,142	751,244
総資産額	(千円)	2,089,456	1,873,948	2,343,026	1,838,454	1,876,479
１株当たり純資産額	(円)	△1,173.06	667.06	567.25	393.85	383.19
１株当たり配当額	(円)	―	―	―	―	―
(うち１株当たり中間配当額)	(円)	(―)	(―)	(―)	(―)	(―)
１株当たり当期純利益又は純損失(△)	(円)	△95.48	18.75	△108.63	△173.39	△10.66
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	48.3	55.5	47.5	42.0	40.0
自己資本利益率	(%)	―	2.9	―	―	―
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△128,099	△31,870	―	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△275	△11,033	―	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	730,506	△234,818	―	―	―
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,762,314	1,486,250	―	―	―
従業員数	(人)	286	357	393	444	440
		(443)	(480)	(449)	(383)	(296)
株主総利回り	(%)	―	―	―	87.9	74.5
(比較指標：東証グロース市場250指数)	(%)	(―)	(―)	(―)	(116.6)	(121.4)
最高株価	(円)	―	―	2,426	1,294	1,343
最低株価	(円)	―	―	755	780	655

(注) １．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
２．当社は、2023年２月15日開催の取締役会決議に基づき2023年２月24日付でA１種優先株式9,990株、A２種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式１株につき、それぞれ普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA１種優先株式、A２種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年２月24日付で消却しております。それに伴い、2023年３月６日開催の臨時株主総会において、A１種優先株式、A２種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。
３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
４．当社は、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っております。第８期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は純損失(△)を算定しております。
５．第８期及び第９期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、第８期、第10期、第11期及び第12期は、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
６．第８期、第10期、第11期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
７．第８期及び第９期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。また、第10期、第11期及び第12期については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
８．第10期より連結財務諸表を作成しているため、第10期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
９．従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は(　)内に期中平均人数を外数で記載しております。
10. 第８期から第10期の株主総利回り及び比較指標は、2023年10月４日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。第11期以降の株主総利回り及び比較指標は2024年８月期末を基準として算定しております。
11. 最高株価、最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、当社株式は2023年10月４日に同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

2014年９月	日本市場におけるリモートワーカーの発展途上な環境にもどかしさを感じ、適正な環境を構築することを目的に東京都渋谷区渋谷に株式会社キャスターを設立
	秘書・人事・経理など、多様な仕事をオンラインアシスタント（注）がトータルにサポートする「CASTER BIZ」(現CASTER BIZ assistant)サービス提供開始
2015年11月	在宅勤務を前提として求職者と企業をマッチングしてリモート派遣を行う「在宅派遣」サービス提供開始
2017年４月	インサイドセールス、カスタマーサクセス、営業事務などカスタマーエクスペリエンスの向上を支援する「CASTER BIZ contact」（2023年４月提供終了）サービス提供開始
2017年９月	リモート求人に限定して職業紹介を行う求人サイト「Reworker」サービス提供開始
2017年12月	経理部門のオンライン化や日常の経理業務まで幅広く支援する「CASTER BIZ 経理」（現CASTER BIZ accounting）サービス提供開始
2018年１月	採用代行が主たる事業である株式会社働き方ファームの株式を取得し、子会社化
2018年２月	採用活動のプランニング、スカウト、日程調整等、あらゆる採用業務を一括代行する「CASTER BIZ 採用」（現CASTER BIZ recruiting）サービス提供開始
2019年１月	月4万円から使用できるルーティン業務をメインとしてオンライン依頼ができる「My Assistant」サービス提供開始
2019年７月	株式会社働き方ファームの全事業を譲受(同子会社は後に解散)
2019年９月	本社を宮崎県西都市に移転
2019年10月	ISMS認証取得
2019年11月	顧客企業のマーケティングを設計から実行まで一気通貫で支援する「bizhike」(2023年４月CASTER BIZ セールスマーケへ移行)サービス提供開始
2020年１月	入社、退職、給与計算、勤怠管理など日常の労務業務を一気通貫で対応する「CASTER BIZ 労務」（現CASTER BIZ HR）サービス提供開始
2020年３月	プライバシーマーク取得
2020年８月	既存のコンサルティング事業の強化を目的に株式会社wibからコンサルティング事業を譲受
2021年８月	「CASTER BIZ 経理」（現CASTER BIZ accounting）のオフライン拠点として山口県岩国市に支店を開設
2022年９月	「CASTER BIZ アシスタント」（現CASTER BIZ assistant）海外展開の開始。ベルリン支店の開設
2022年12月	ドバイ支店の開設
2023年４月	「bizhike」の後継サービスとして、セールス、マーケティング、インサイドセールスなどのカスタマー対応を一気通貫で支援する「CASTER BIZ セールスマーケ」（2025年８月CASTER BIZ assistantにサービス集約）サービス提供開始
2023年10月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年11月	労働バイアス、働き方を調査・研究するラボ「Alternative Work Lab」を設立
2023年12月	「CASTER BIZ」シリーズのサービス名称変更
2024年５月	株式会社マネーフォワードと資本業務提携契約を締結
2024年６月	EC企業向け業務効率化ツールの開発などを手がけるグラムス株式会社の株式を取得し完全子会社化
2024年７月	ドバイ支店閉鎖
2024年９月	生成AIを活用したプロダクト開発・サービス運用事業に関する「株式会社LUVO（現 株式会社キャスターテックジャパン）」を設立
2024年９月	本社を東京都千代田区に移転
2024年９月	Amazonアカウントの運用代行からコンサルティングまで幅広く支援する「CASTER EC-Consulting」サービス提供開始
2024年12月	ベルリン支店閉鎖
2025年４月	当社グループ事業運営に関連したシステム開発を行う「CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.」を設立
2025年５月	ヒューマンアカデミーと共同でリモートワーク経理スクール「Remotte」サービス提供開始
2025年８月	ヒト×AIのハイブリッド業務支援「NEO assistant」サービス提供開始
2026年４月	Slack指示でAIが会計処理を自動実行する「CASTER NEO Accounting」サービス提供開始
2026年６月	AIとヒトによるEC運営支援サービス「CASTER NEO EC support」提供開始
2026年７月	AIが24時間365日受付、ヒトが品質管理を担うハイブリッドサービス「CASTER NEO Assistant」提供開始
2026年９月	本社を宮崎県西都市に移転

(注) オンラインアシスタントとは、当社が雇用・契約し、顧客企業に対して各種のサービス提供するリモートワーカーを指すものであります。

3 【事業の内容】

当社グループは、当連結会計年度末時点で当社及び連結子会社３社により構成されており、AIとリモートワーカーの専門スキルを融合し、企業のバックオフィス業務を代行・支援する「BPaaS事業」、人材派遣・紹介を行う「HR事業」、企業向けAI研修や生成AIを活用した業務効率化ツールの開発・提供、EC事業者向けのコンサルティングやAIとヒトによる運営支援サービスを提供する「AI Tech事業」の３事業を展開しております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（BPaaS事業）

BPaaS事業の「BPaaS」とは、Business Process as a Serviceの略称であります。当社は自らフルリモートワークによる企業経営を実践し、その中で培ったノウハウとリモートワーカーの活用により、固定的な人員配置をせずとも、全国各地に所在するリモートワーカーがその場にいるかのような御用聞きのサービスを提供しております。創業当初は、人的リソースの提供に重点を置いていましたが、SaaS型業務ツールやAI技術を組み合わせることで、業務設計から実行・改善までを包括的に支援するBPaaS型のサービス体系へと進化しております。これにより、単なる人材供給にとどまらず、業務プロセス全体の最適化を担うサービスとして、提供価値を拡大しております。特に、人的リソースの不足に悩む中小企業を中心に、独自の自動マッチングシステムを活用し、顧客企業の希望に応じた必要なスキルや業務プロセスを、必要なタイミングで提供する柔軟な体制を構築しております。具体的には、オフィスワークのリソースを小ロット・月額制で利用でき、業務量やスキル要件に応じた柔軟な設計により、従来の大規模なBPOやクラウドソーシング、人材紹介や派遣とは異なる、スモールスタートかつ継続可能な事業を展開しております。

例えば、従来のBPO企業においては、案件別に要件定義を行い、固定の人員を確保して人数単位の見積もりが実施されることが慣例でありました。派遣や人材紹介においてもBPOと同様、人数単位で人員を確保することから、数時間単位などのタスクへの対応が難しく、大企業の利用が中心となっている実情がございました。クラウドソーシングにおいては、タスク単位で依頼が可能であるものの、顧客企業が要件定義から、作業者の確保、ディレクション、成果物の品質管理等、全般を管理する必要があり、顧客企業の負担が重く、リソースが不足している中小企業にとっては、引き続き利用しづらい状況でありました。

このような従来型のサービスが未だに多く提供されているなか、当社においては、人数単位ではなく時間単位でのサービス提供が可能で、当社のオンラインアシスタントが依頼に応じて稼働し、分単位から年単位で様々なタスクに対応したサービスを提供しております。「オンラインアシスタント」とは、当社従業員で構成するフロント(ディレクター)と、従業員及び業務委託者で構成するキャスト(作業者)を指し、フロントは顧客企業からの仕事依頼を確認し、実際に作業を行うキャストのアサイン及び作業完了後の成果物の確認・納品を行っております。固定の人員に限った対応ではなく当社に参画する「リモートワーカー」のリソースの中から必要かつ有用なスキル・工数分だけ柔軟に利用が可能であること、顧客企業は依頼ごとの個別のマネジメントや契約管理が不要であることが、BPaaS事業の主な特徴であります。従来型のサービスは、中小企業にとって利用しづらく、顧客企業の負担が重い状況があったものの、リモートワークを駆使したBPaaS事業という新たなビジネスモデルの構築により、従来型のサービスの利用が進んでいなかった中小企業を中心に、顧客開拓を進めております。こうしたサービス提供基盤や業務運営ノウハウを基に、生成AI技術を取り入れた新たなサービスとして、創業以来展開してきた「CASTER BIZ」シリーズから、AIとヒトが協働して業務を支援する「CASTER NEO」シリーズへ順次刷新しております。本刷新は、従来の人的リソースを中心としたサービス提供から、AIが定型業務やコミュニケーションを担い、人が判断、品質管理及び例外対応を担う「ハイブリッド型BPaaSモデル」への転換を推進するものであります。

BPaaS事業では、「CASTER BIZ」シリーズとともに、AIアシスタント「CASTER NEO」シリーズを主要なサービスとして展開しております。

「CASTER BIZ」シリーズは、秘書、経理、人事、採用、カスタマーサポートなどバックオフィス業務代行を中心としたサービスであります。顧客企業と当社が時間単位で契約し、顧客企業から当社が受注した仕事を、全国に所在する当社のオンラインアシスタントが代行して、役務提供を行っております。創業時から提供している「CASTER BIZ assistant」では、６ヶ月契約・12ヶ月契約の２つの基本プラン（いずれも月30時間、６ヶ月契約は月額約13万円）に加え、顧客企業のニーズに応じて提供時間や業務内容等を個別に設定するカスタムプランを用意しております。

顧客企業はフロントに対して仕事の依頼を行うだけでよく、工数の大きい作業者への指示や品質確認についても全てフロントに任せ、納品を待つだけの手間のないオペレーションが大きな特徴であります。

フロントは顧客企業から依頼された仕事の工程を整理し、タスクとして細分化した上で、作業に適したキャスト

をアサインして一斉に振り分け、それぞれ完了した成果物を一式として検品し、顧客企業へ納品しております。

キャストのアサインにおいては、自社で開発したシステムを活用しており、キャストのスキル、過去の仕事の対応情報など、膨大なデータを蓄積し、独自のアルゴリズムを用いて、顧客企業からの仕事の依頼に適したキャストを自動検出するものであります。顧客企業からの仕事の依頼は幅広いものの、フロントによる仕事の細分化、自社システムによる自動マッチングによって高効率なオペレーションを確立することで、時間・成果物のクオリティの担保を実現しております。

(CASTER BIZシリーズ サービスの流れ)

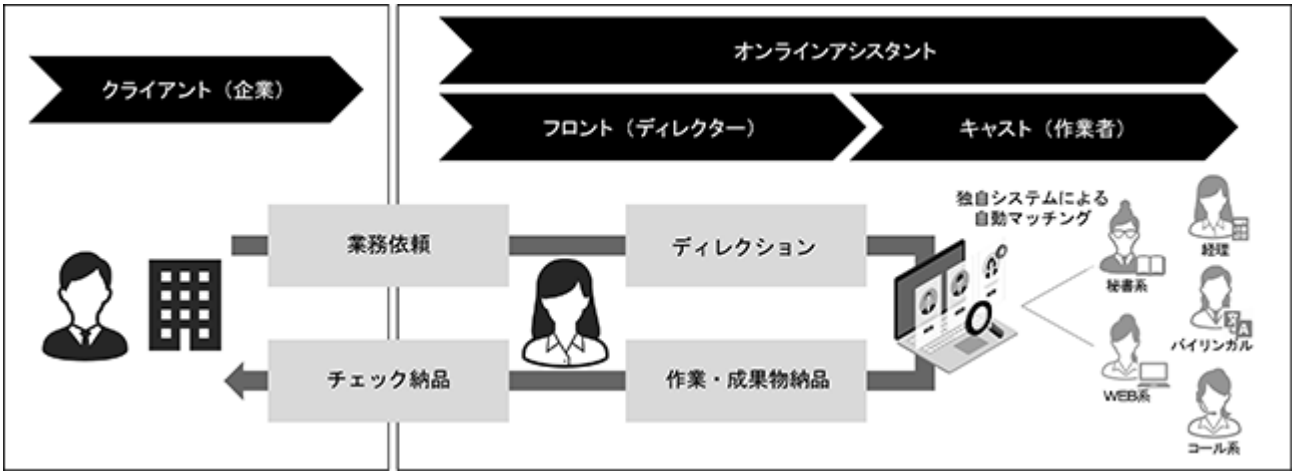

「CASTER NEO」シリーズでは、顧客企業からの業務依頼窓口として、チャットツール上に独自のAIフロント（AIエージェント）を配置しております。AIフロントは24時間365日、業務依頼の受付、必要事項の確認及び業務内容の整理を自動で行うことで、業務開始までの初期対応を担っております。AIフロントが整理した依頼内容に基づき、当社のAIコーディネーターが、自社開発のタスク管理・オーケストレーションシステムを活用して業務全体の進行を管理しております。AIコーディネーターは、AIエージェントへの作業指示、成果物の納品前確認及び例外対応を行うほか、顧客固有の業務ルールに応じたプロンプト調整やAIの継続的なメンテナンスを実施し、サービス品質の維持及び向上を図っております。実際の業務実行においては、定型的な業務は専門領域ごとのAIエージェント（サブエージェント）が自動的に実行し、AIによる対応が困難な例外処理や専門的な判断を要する業務については、当社の専門人材（キャスト）が対応しております。このように、AIの即応性と人の判断力を組み合わせたハイブリッド体制により、業務効率とサービス品質の両立を図るサービス提供体制を構築しております。

(CASTER NEOシリーズ サービスの流れ)

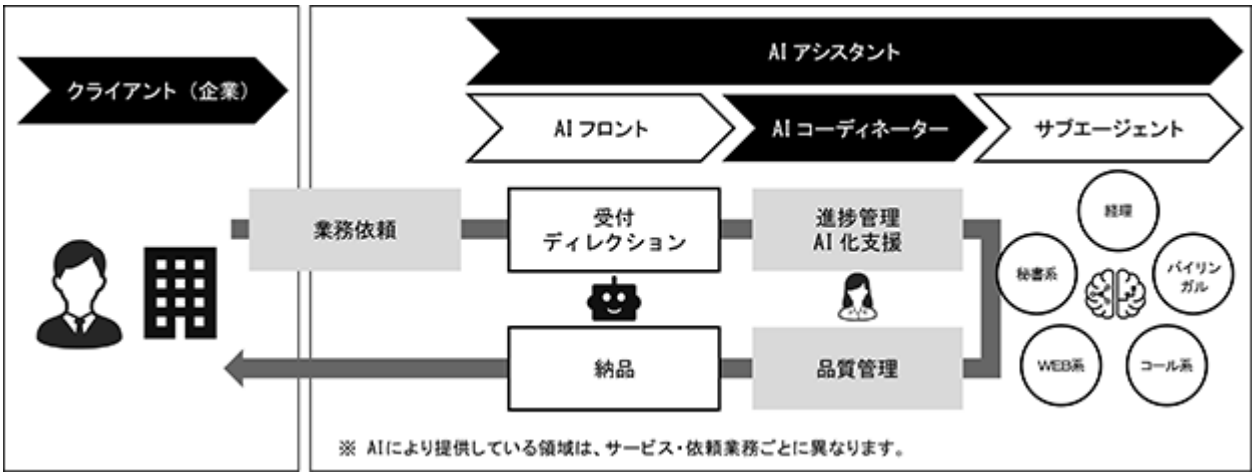

BPaaS事業において展開しているサービスは以下のとおりであります。

（株式会社キャスター）

名称	内容
CASTER BIZ assistant (CASTER BIZ シリーズ)	秘書・人事・経理・Webサイト運用など、日常雑務から専門分野まで幅広い業務をトータルにサポートするアシスタントサービスであります。
CASTER BIZ recruiting (CASTER BIZ シリーズ)	スタートアップにおける採用経験者を中心とした採用のプロが、顧客の専任担当としてプランニングからスカウト・日程調整まであらゆる採用業務を一括代行しております。
CASTER BIZ accounting (CASTER BIZ シリーズ)	日商簿記２級以上の資格保持者や実務経験５年以上など経験豊富なプロが経理部門のオンライン化やクラウドツール導入をサポートしております。
CASTER BIZ HR (CASTER BIZ シリーズ)	入社から退職、給与計算、勤怠管理に至るまで一気通貫した業務に対し、実務経験５年以上の経験豊富なアシスタントがサポートしております。 また、クラウドツール導入のサポートも提供しております。
CASTER NEO Assistant (CASTER NEO シリーズ)	AIとプロフェッショナル人材が連携し、秘書・人事・カスタマーサポートなどのバックオフィス業務を幅広く支援するAIアシスタントサービスであります。
CASTER NEO Accounting (CASTER NEO シリーズ)	AIと経理の専門人材が連携し、記帳・請求書処理・経費精算・月次決算支援など、経理業務を一貫して支援するサービスであります。

（HR事業）

HR事業において展開しているサービスは以下のとおりであります。

（株式会社キャスター）

名称	内容
在宅派遣	求職者へ在宅勤務を前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつスタッフを全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣サービスであります。場所に制約のないリモートワークをベースとしているため、全国各地の豊富な人材の中から、企業のニーズに合ったスキル・経験を持った人員を派遣することが可能であります。
Reworker	リモート・在宅OK、時短で週３、副業・複業OKなど、職種を問わず新しい働き方ができる求人のみを掲載する求人サイトであります。子育てと仕事の両立や海外・田舎での生活、求職者にあったライフスタイルの実現が可能であります。

（AI Tech事業）

AI Tech事業では、「My Assistant」「CASTER NEO EC support」などを展開しているほか、子会社３社を含んでおります。各事業の内容については以下のとおりであります。

（株式会社キャスター）

名称	内容
My Assistant	全てのビジネスマン向けの、ルーティン業務をメインとしたオンライン業務発注サービスであります。
CASTER NEO EC support (CASTER NEO シリーズ)	AIと人が連携し、撮影・採寸などの現場業務から商品登録・受注管理・カスタマーサポート・販促施策の運用など、EC事業の運営業務を総合的に支援するサービスであります。
EC-Consulting	EC事業者向けにAmazonのアカウント運用代行及びコンサルティングを提供するサービスであります。経験豊富な人材による戦略立案とチーム体制、厳選されたアシスタントのサポートを通じて、クライアントの売上向上を支援しております。
Remotte	リモート環境で活躍できる経理／労務人材を育成するオンラインキャリアスクールであります。業務のDX化が進むなかで浮き彫りとなる人材課題に対応し、実践的な課題演習や講師との対話を通じて、即戦力となるスキル人材を養成しております。

（グラムス株式会社）

名称	内容
ZenFotomatic 、 heroshot 、 SASAGE.APP、SASAGE.BPO、 DevLab	EC企業向けの業務効率化ツールの開発・提供（ZenFotomatic、heroshot、SASAGE.APP）、各種業務の代行サービス（SASAGE.BPO）、リユース企業向けの各種システム開発（DevLab）を行っております。

（株式会社キャスターテックジャパン）※

内容
AIの基礎理解から現場実践までを包括的に支援する、AI研修及びコンサルティング事業を行っております。

※ 株式会社LUVOは、2025年９月１日付で株式会社キャスターテックジャパンに商号変更しております。

（CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.）

内容
当社グループで運営する事業に関するシステム開発を行っております。

［事業系統図］

以上に述べた当社グループの事業を、事業系統図によって示すと以下のとおりとなります。

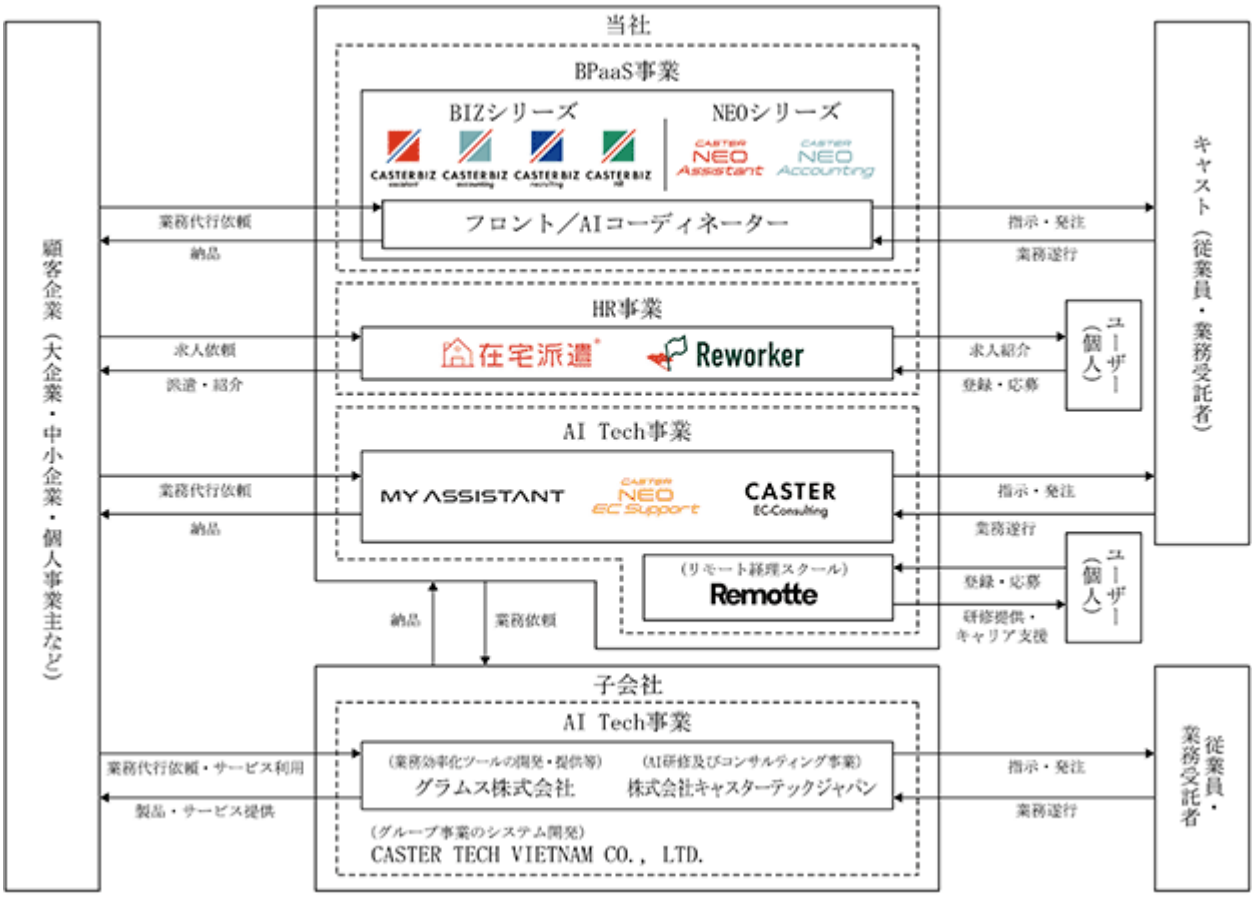

４ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) グラムス株式会社	大阪府堺市	9	EC企業向け業務効率化ツールの開発・提供	100.00	役員の兼任 業務の委託
株式会社キャスターテックジャパン(注)１、２	東京都目黒区	50	AI活用の基礎から実践までを支援する研修・コンサルティング事業	100.00	役員の兼任 業務の委託
CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	30千米ドル	当社グループで運営する事業に関連するシステム開発	100.00	役員の兼任 当社システムの開発の委託
(その他の関係会社) 株式会社マネーフォワード(注)３	東京都港区	28,055	PFMサービス及びクラウドサービスの開発・提供	(20.30)	資本業務提携

(注) １．特定子会社であります。
２．株式会社LUVOは、2025年９月１日付で株式会社キャスターテックジャパンに商号変更しております。
３．有価証券報告書を提出している会社であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、創業以来「リモートワークを当たり前にする」というミッションに基づき、リモートワークの普及と、多様な人材がリモートで柔軟に働ける環境づくりに注力してまいりました。自らもフルリモートワークを実践し、取締役会、監査役会、内部監査等を含むあらゆる会議体や業務をオンラインで運営することで、次世代の働き方を体現しております。また、国内外のリモート人材によるマーケティングから商談・契約・サービス提供までの全てをオンラインで完結する体制を構築し、地理的・時間的な制約を超えた24時間365日の対応や、分単位でのサービス提供を実現することで、顧客企業に対してこれまでにない柔軟で高効率な業務支援を提供してまいりました。こうした取り組みを基盤としつつ、当社グループは2025年９月にミッションを「創り変える。働くの全てを。」に刷新しました。生成AIの劇的な進化により「働く」の概念が根本から変わりつつある今、リモートワークという働き方の選択肢にとどまらず、働き方そのものを再定義し、社会全体の労働構造のアップデートに貢献してまいります。あわせて、新たに掲げたビジョン「自然体で合理的な世界」は、社会がこれから向かう未来の景色を示すものであります。新しいミッションは、こうした未来を自らの手で創り出していくという当社の意思表示であり、全ての事業・サービスにおいてAI駆動開発を基本とする「AI FIRST」のストラテジーを通じ、働く仕組みを一段と合理化し、持続的な成長に繋げてまいります。

ビジョン　　：自然体で合理的な世界
ミッション　：創り変える。働くの全てを。
　　Work. Created Anew
ストラテジー：AI FIRST

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの持続的な成長と企業価値向上を示す指標として、売上高、売上総利益、売上総利益率、販管費、販管費比率、営業利益、営業利益率を経営上重要な指標として位置付けております。

以下では、当社グループの売上高、売上総利益、販管費、営業利益及び主要事業であるBPaaS事業の顧客企業稼働社数及びARPU（顧客平均単価）の推移を掲載しており、営業利益の黒字化をはじめとする収益性の向上を図りつつ、持続的な企業価値向上に向けた基盤づくりが進んでいると当社グループでは考えております。

財務指標の推移

(単位：千円)

	2022年８月期 (単体)	2023年８月期 (単体)	2024年８月期 (連結)	2025年８月期 (連結)	2026年８月期 (連結)
売上高	3,338,001	4,179,385	4,440,248	4,588,129	4,453,921
売上総利益 (売上総利益率)	1,281,953 (38.4%)	1,618,564 (38.7%)	1,776,734 (40.0%)	1,680,506 (36.6%)	1,704,453 (38.3%)
販管費 (販管費比率)	1,444,715 (43.3%)	1,615,639 (38.7%)	1,927,993 (43.4%)	2,063,488 (45.0%)	1,653,920 (37.1%)
営業利益 (営業利益率)	△162,762 (△4.9%)	2,925 (0.1%)	△151,258 (△3.4%)	△382,982 (△8.3%)	50,532 (1.1%)

BPaaS事業のKPI推移

	2026年８月期			
	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
顧客企業稼働社数	987社	975社	992社	939社
ARPU	290千円	291千円	289千円	288千円

(注) １．各数値はBPaaS事業において、契約が３ヶ月以内に終了する顧客を除いた数値で算出しております。
２．ARPUは、BPaaS事業の四半期売上を、前四半期末時点稼働社数に当該四半期中の開始社数の二分の一（月途中開始案件を鑑み概算値として算出）を加え解約社数を減じた数で除した数値であります。

(3) 経営環境

少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少している昨今、中小企業の人材不足は継続して発生しております。スキルや経験があるにもかかわらず、労働時間や居住地などを理由に活躍できる機会を制約されている人材もいることから、リソース不足を課題とする顧客企業とワーカーとの間に立ち、それぞれに「労働機会」「リソース」を提供することで、双方の課題解決に寄与していきたいと考えております。



従来のBPO企業においては、オフィスや支店を構えることによる地代家賃や維持費用、出社や支店間移動に伴う通勤移動費用、ワーカーが作業をしていないアイドルタイムの給与等が生じるため、これらの費用を回収可能な価格設定とする必要があり、販売ロットが大きくなる傾向がございました。その結果として、顧客企業の資金事情によっては導入ハードルが高く、利用しにくいという側面があったものの、これらの課題をリモートワークの利点を活かし、最大限の費用排除を可能といたしました。この結果、販売ロットの小ロット化を実現し、資金事情によりBPO利用が難しかった中小企業や個人事業主などを中心にサービス導入が広がり、2026年８月末時点でサービス導入累計アカウント数は約6,500となっております。実際に、顧客企業の８割以上が従業員数300人以下の中小企業になっており、幅広い顧客企業が利用できるビジネスモデルを実現しているといえます。

フルリモートワーク(注)を駆使することによる従前の企業との差別化要因は以下の３点であります。

(注) フルリモートワークとは１日も出社しない完全なリモートワーク形態のことであり、当社においては、重要書類・備品管理等に必要な人員を除き、2026年８月末日時点において従業員（臨時従業員含む）の98.2%がフルリモートで勤務しております。

① フルリモートワークは就業者にとって魅力があり、高い採用力を維持できている

コロナウイルスの蔓延を契機に多くの会社・職種でリモートワークの導入・活用が進みましたが、現在では社会状況や業務特性に応じて、対面でのコミュニケーションを重視し、出社を推奨する動きが見られています。一方で、テレワークに関する調査(注)によれば、今後もテレワークを継続したいという回答は全体の82%に上り、出社に戻したいという風潮とリモートワークを継続したいという風潮に大きなギャップが生まれているものと思われます。当社は、創業時からフルリモートで勤務する体制を維持しており、居住地やライフスタイルに制約されない柔軟な働き方を提供しております。こうした環境は多様な人材にとって高い魅力を有しており、全国各地から応募が寄せられるなど、高い採用力を維持しております。

(注) 株式会社パーソル総合研究所による「テレワークに関する調査（2026年）」

② フルリモート環境においては適した専門性を持つメンバーをすぐに見つけ登用できる

新規事業やプロジェクトの立ち上がりの際は、必要な人員を固定で求人・採用する必要があり、且つ案件の開始までに一定の時間が必要となります。当社においては、フルリモートにより、時間的・地理的な制約を最小限にすることで、多くのリモートワーカーが当社グループ事業に参画しております。当社に登録のあるリモートワーカーの中から専門性の高いスキルを有する登録者を、案件ごとにスピーディーかつ柔軟に活用することが可能であります。その結果、新たな取り組みの際、適した専門性を持つメンバーを早期に調査・アサインするなど、チームの組成がしやすく、スピード感をもった事業の推進を可能にしております。

③ 大規模組織におけるフルリモート運営とAI技術を融合した独自の次世代オペレーション基盤

当社は、創業以来実践してきたフルリモート経営の知見に加え、蓄積された150万件以上の業務データとノウハウを活用し、独自のAI運用基盤を構築しております。新たに顧客とのコミュニケーションを専門とする「AIフロント」を導入し、24時間365日で即時応答・手順整理の自動化を進めております。一方で、API未開放システムへの対応や最終的な品質判断・例外処理といったAI単体では完結が困難な領域に対しては、ドメイン知識を持つ人材「AIコーディネーター」やキャストが対応するハイブリッド体制（Human in the Loop）を確立しております。これにより、顧客企業のAI運用・メンテナンス負荷を極限まで低減しつつ、従来の労働集約型BPOとは一線を画す高い拡張性と品質担保を両立した独自の事業優位性を構築しております。

(4) 経営戦略

当社グループは、創業以来「CASTER BIZ」シリーズを通じて培ってきた豊富な業務ノウハウと顧客基盤を背景に、生成AIをはじめとする最新テクノロジーの進化を自社の成長機会と捉え、事業モデルの発展に取り組んでおります。ミッション「創り変える。働くの全てを。」のもと、当社主力事業である「CASTER BIZ」シリーズを、AIアシスタント「CASTER NEO」シリーズへと順次刷新し、AIとヒトが協働する次世代BPaaSモデルへの構造転換を推進しております。具体的には、従来人が行っていた業務受付や手順整理などのコミュニケーション領域を「AIフロント」へ移行させることで、ビジネス業務の約７割（注）を占めるコミュニケーション領域のAI化による生産性（従業員１人あたり担当顧客数）の大幅な向上に向けて取り組みを進めております。また、顧客ごとに構築したAIワークフローの運用や継続的なメンテナンスを当社が一括して担うことで、サービスの定着と長期利用を促し、より強固で安定した収益基盤の確立を図ります。さらに、AI人材やノウハウが不足する中小企業等に対し、単なるAIツールの提供にとどまらず、導入設定から実務の最終的な品質チェック・個別メンテナンスまでを一貫して請け負う役割を担ってまいります。これら一連の取り組みを通じ、AI時代における新たなバックオフィスインフラとしてのポジションを確立し、持続的な成長と企業価値の最大化を目指してまいります。

（注）創業以来フルリモートでデータ化された当社業務ログデータより算出

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 成長領域への戦略的投資と収益性の向上

当社グループが展開する事業は、少子高齢化に伴う人手不足や働き方の多様化を背景に、業務アウトソーシングや効率化に対する需要が高まる環境下にあります。こうしたなか、持続的な成長と収益性の飛躍的な向上を実現するためには、従来の人的リソース中心の提供体制から、AI技術を高度に融合させた高付加価値かつ高効率な事業モデルへの構造転換を図ることが最重要課題であると認識しております。この課題に対処するため、主力事業であるオンラインアシスタント「CASTER BIZ」シリーズから、AIとヒトが協働する「CASTER NEO」シリーズへの進化を推進しております。AIフロントによる24時間365日の迅速な対応と、プロフェッショナル人材による品質管理等を組み合わせたハイブリッド型BPaaSモデルを確立するとともに、自社開発システムの機能拡張やサービス基盤整備などAI領域へ経営資源を戦略的に投入してまいります。これにより、顧客への提供価値向上を図り、高生産性・高収益な持続的成長基盤を築いてまいります。

② 生産性の向上と適正利益の確保

組織として統一した品質を提供するとともに、適正な営業利益を安定的に獲得できる体制の整備を推進しております。これまでも、独自システムを活用したキャスティング業務の自動化等により、フロントの業務効率化を図ってまいりました。今後は、事業の中核であるコミュニケーション・ディレクション領域において、生成AI等を活用したAI駆動開発による業務構造改革を加速してまいります。コミュニケーション業務の高度なAI化により、従業員１人あたりの担当顧客数を大幅に拡大させて生産性を飛躍的に高め、中長期的な粗利率の向上を目指してまいります。あわせて、専門性の高い領域における体制強化とオペレーションの効率化を進めることで、利益率の改善と持続的な事業成長を実現してまいります。

③ 情報管理の徹底

当社グループは、顧客から受託した業務に資する情報を取得し、当社グループ社員及び業務委託先間で必要に応じて共有しながら業務を行うため、データ保護責任者（DPO）として専門家の登用、ISMSの取得などのオペレーションを確立するとともに、個人情報については、プライバシーマークを取得するなど、個人情報や機密情報の徹底した管理体制の構築・運用に努めております。当社グループは、これらの対策の重要性を認識した上で、今後も継続的に情報管理の徹底に努めてまいります。

④ 社内管理体制の強化

当社グループは成長段階にあるため、継続的な成長をしていくために、組織的な管理体制を整備・運用していくことが重要であり、経営の公正性や透明性を確保するために、内部統制システム強化に取り組んでおります。

当社グループでは、業務における属人性を排除し、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

サステナビリティに関する考え方や取組については取締役会及び経営会議において協議し、決定いたします。

取締役会は、当社グループのサステナビリティ課題への対応方針及び実行計画等についての審議・監督を行います。また、決定内容は全社員へ周知徹底を図ります。

なお、当社グループでは、現在は取締役会の諮問機関としてサステナビリティ委員会などは設置しておりませんが、代表取締役が議長を務めるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、情報共有をすることで、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他の経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。

詳細なガバナンス体制図については、「４.コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照下さい。

(2) 重要なサステナビリティ項目

当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

・人的資本
・社内環境の整備

それぞれの項目にかかる当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は以下のとおりであります。

① 人的資本

a．人材の多様性の確保

当社グループは、フルリモートワークを前提とすることで、居住地やライフスタイルに制約されない多様な人材を国内外から確保してまいりました。AIによる業務の自動化が急速に進むこれからの時代においては、AIを使いこなすスキルに加え、AIには代替できない「フィジカルな価値（顧客やチームメンバーとの共感・信頼構築力など人間ならではの強み）」の重要性も一層高まると認識しております。そのため、多様なバックグラウンドを持つ従業員が互いを認め合い、その人間ならではの強みを最大限に発揮できる企業文化の醸成と環境整備に注力しております。また、AI導入に伴う業務構造の変化に際しても、リスキリングを通じた成長領域やグループ会社への柔軟な再配置を行うことで、キャリアの継続性の担保を図っております。

b．人材育成方針

当社グループは、入社時の基本オペレーション教育、定期的なeラーニングの実施、各種相談窓口の整備により、業務推進の効率化を図っております。これらの育成基盤の上に、「AI FIRST」戦略の実現に向けたAIリスキリングの全社展開を人材育成の重要な柱の一つと位置付け、当事業年度において全事業部門及び管理部門を対象としたAIリスキリング研修を実施いたしました。今後も生成AIに関するサポート体制を強化し、従業員一人ひとりのスキルセットの転換を後押しすることで、高い生産性を実現する専門家集団への進化を図ってまいります。

② 社内環境の整備

国内の労働環境において人手不足が深刻化するなか、当社グループは、時間や場所にとらわれず多様な人材が能力を発揮できるよう、フルリモートワークを軸とした環境構築に加え、フレックスタイム制度や短時間勤務制度といった柔軟な働き方の整備を推進してまいりました。現在はこれらの基盤の上に、「AI FIRST」戦略のもと、社内業務の自律型AIエージェントによる代替を進め、従業員がより付加価値の高い業務に注力できる環境の構築を目指しております。また、AI導入に伴う業務内容の変化を従業員の成長機会と捉え、自律的に新たな役割へ挑戦できる社内環境を整えることで、長期的に安心して働けるキャリアの継続性を確保してまいります。

(3) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2)重要なサステナビリティ項目」に記載のとおり、各種の取組を進めておりますが、現時点で具体的な指標は設定しておりません。今後、取締役会において人的資本及び社内環境整備に関する方針に関する指標の策定に向けた議論を行い、指標及び目標の開示を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項等に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループはこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、全ての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意下さい。

(1) インフラ・システムの障害発生について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、通信ネットワーク、コンピューターシステム及びチャットツール、生成AI・AIエージェント等の外部サービスを使用し、自社内における経営・業務管理のほか、顧客との連絡やサイトの運営等、多岐にわたるオペレーションを実施しております。安定的な運用のためのシステムの強化や、特定ベンダーへの依存の低減、セキュリティ強化を実施しており、システムの運用・管理には万全を期しておりますが、リモートワークが主たる運営基盤であることに加え、生成AI・AIエージェント等の業務活用が拡大していることから、各種システムや外部サービスの重要性が高まっております。そのため、想定外の自然災害や事故等により設備に甚大な被害があった場合や、システム障害、ネットワーク障害、ウイルス感染、ソフトウエアやハードウエアの欠陥、サイバー攻撃等が発生した場合は、業務に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループの事業は、中小受託取引適正化法（取適法）、労働者派遣法、職業安定法等、様々な法的規制を受けております。当社グループでは関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及び社内規程、ルール等の遵守に努めておりますが、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は事業活動に際して、厚生労働大臣より下記の許可を受けております。

許認可名称	監督官庁	許可番号	許可年月日	有効期限
労働者派遣事業	厚生労働省	派45-300149	2015年11月１日	2028年10月31日
有料職業紹介事業	厚生労働省	45-ユ-300088	2015年11月１日	2028年10月31日

当社は関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主又は職業安定法に定める有料職業紹介事業者としての欠格事由に該当若しくは法令に違反する事項が発生した場合、事業の停止や派遣元事業主又は有料職業紹介事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には事業を営むことが出来なくなる可能性があります。

また、将来これらの法令並びにその他の関係法令が、労働市場をとりまく社会情勢の変化などに伴って、改正若しくは解釈の変更などがあり、それが当社グループの営む事業に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 優秀な人材の確保について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、多様な専門性を持った人材を日本及び海外からも確保しております。当社グループでは、フルリモートワークの勤務形態を提供することで、優秀な人材を厳選して採用することに努めております。また、従業員やキャストとして登録のある業務委託者の働きやすさを重視したリモートワークが前提の業務環境の整備を積極的に行うことで、人材の外部流出防止にも努めております。加えて、生成AI等の先端技術を積極的に活用し、業務プロセスの自動化・効率化を推進することで、働き手が新たな技術を活用する機会を提供し、働きやすさや生産性の向上につながる環境の整備にも努めております。しかしながら、今後の人材市場の変化により、計画どおりの採用が困難になった場合や、採用コストや人件費が増加した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新について（発生可能性：大、発生時期：中期、影響度：大）

当社グループでは、オフィスワークを中心として顧客企業の多種多様な業務を受託しておりますが、生成AIをはじめとする新技術の進歩により業務の自動化・省力化が急速に進むことで、従来当社グループが請け負っていた業務の一部が代替・減少する可能性があります。一方で、当社グループはこうした技術革新を成長機会と捉え、「AIファースト経営」を掲げ、生成AIや機械学習を活用したプロダクト開発・業務自動化の実装を通じて、既存事業の効率化と新規収益源の創出を図っております。しかしながら、技術革新への対応が十分に図れない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏洩リスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、顧客から受託した業務に資する情報を取得し、当社グループの社員及び業務委託先間で必要に応じて共有しながら業務を行うため、データ保護責任者(DPO)を設置し、ISMSの取得などのオペレーションを確立するとともに、個人情報については、プライバシーマークを取得するなど、個人情報や機密情報の徹底した管理体制の構築・運用に努めております。また、生成AI等の利用拡大に伴う情報漏洩リスクに対応するため、生成AIの適切な利用に関するルールを整備するとともに、従業員への継続的な教育・訓練を実施するなど、生成AIの適切な利用及び管理に努めております。しかしながら、こうした対策にもかかわらず、不測の事態により情報漏洩事故が発生した場合には、損害賠償請求や、解約率の上昇、二次対応コストの増加などにより当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 生成AI及びAI技術の活用に関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、生成AIを含むAI技術を活用したサービスの提供及び業務効率化を推進しており、AI技術は当社グループの競争力向上における重要な要素となっております。一方で、AI技術は急速な進展を続けており、市場環境や技術動向の変化、関連法令・ガイドラインの整備、競合他社による新たなサービスの提供等により、当社グループが想定する競争優位性を維持できない可能性があります。また、AIの出力内容の正確性や品質が期待どおりでない場合には、顧客満足度の低下やサービス品質への影響が生じる可能性があります。また、AIの出力内容における誤り（ハルシネーション）やAI生成物による第三者の知的財産権（著作権等）侵害のリスク、並びに国内外におけるAI関連法令・ガイドラインの制定や規制強化により、事業展開が制限される可能性があります。加えて、AIエージェントの自律的な操作範囲の拡大に伴う想定外の操作や権限を超えたアクセス、特定のAIベンダーへの依存等により、事業運営に影響を受ける可能性があります。

当社グループでは、技術動向の把握、AI活用業務の継続的な改善及び社内体制の整備に加え、AI技術の適切な利用・管理や特定ベンダーへの依存の低減等に取り組んでおりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 重要な訴訟について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、現在、損害賠償を請求されている事実や重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されていませんが、システムダウンによるサービス停止や外部侵入等による機密情報の漏洩等、予期せぬトラブルが発生した場合、又は取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 継続的な投資について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、継続的な成長のため、セグメント拡大による事業・サービスの多角化が必要であると考えており、新規事業の企画立案を積極的に実施してまいります。

また、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのリード(見込み顧客)を獲得し、また既存の顧客を維持していくことも必要であると考え、今後も継続して広告宣伝活動を行っていく方針であります。広告宣伝費の支出にあたっては、費用対効果（LTV/CAC)を検証し、最適化に努めますが、CACの回収には数ヶ月単位の期間を要するため、支出の期間においては利益率が低下し、一時的に営業損失を計上する可能性があります。

また、新規事業への投資が計画どおりの収益に結びつかない場合、広告宣伝等が十分な成果が得られなかった場合やコストの上昇等が生じた場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) M&A等について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、2024年６月に株式取得を行ったグラムス株式会社について、のれんを計上し、一定期間で償却を行っております。当該のれんについては将来の超過収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、事業環境の変化等により期待する成果が得られなかった場合には、のれんや関係会社株式の減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 特定の人物への依存について（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：中）

当社の創業者であり代表取締役である中川祥太は、当社設立以来の代表者であり、経営方針や事業戦略、サービスコンセプト等についてリーダーシップを発揮しております。各事業部門の部門長及びリーダーへの権限委譲や人材育成を進めることで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により、同氏が当社グループの業務を遂行することが困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

現在、当社グループと類似するサービスとして、国内でBPO事業を展開する企業やクラウドソーシング事業を展開する企業、人材派遣・紹介事業を展開する企業は多数存在しますが、当社は、創業からフルリモートワークを導入・実践することにより、効率的なリモートワークによる企業経営を実現しております。事業においても、オフィスワークの人材を月10時間からの契約時間の範囲内で、１案件ごとに分～時間単位の小ロットで顧客企業が活用できるBPaaSサービスの提供や、独自システムを活用した効率的なタスク×スキルの自動マッチング、リモートワーカーを活用することによる適した人材の早期アサインにより事業優位性を見出していると考えております。加えて、生成AIをはじめとするテクノロジーの進化を踏まえてAIアシスタントへと順次刷新し、AIとヒトが協働する新たなBPaaSモデルへの転換を推進しております。

当社グループでは、新たな付加価値を継続的に生み出すことにより、その優位性を強固なものにしようとしておりますが、競合他社の動向によっては当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 内部管理体制の強化について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループでは、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。

業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 事業環境の変化について（発生可能性：低、発生時期：長期、影響度：中）

当社グループが提供する事業は、中小企業における利用者促進やリモートワーク実施企業の増加などにより今後もニーズが拡大していくものと考えております。また、当社グループは、特定のクライアントに売上が依存していないことから、特定の業種や顧客の業況による影響は受けづらいという特徴があります。しかしながら、業種や特定の顧客を問わず影響を受けるような生成AIをはじめとする新技術の急速な普及に伴い、顧客企業が外部に委託する業務の性質やニーズが長期的に変化していく可能性があり、これら市場環境の変化に柔軟に対応できない場合、解約率の上昇や新規顧客獲得の停滞を招く恐れがあり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 株主構成について（発生可能性：中、発生時期：短期、影響度：小）

当連結会計年度末現在における当社の発行済株式総数1,960,460株のうち、計472,513株は、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合(以下、「VC等」という。)が所有しており、VC等が保有する当社株式の発行済株式総数に対する割合は24.1%という水準となっております。

一般にVC等による株式所有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることであります。今後、VC等が所有する当社株式を市場にて売却した場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 税務上の繰越欠損金について（発生可能性：低、発生時期：中期、影響度：小）

当連結会計年度末には、当社グループには、税務上の繰越欠損金が存在しております。今後、当社グループの業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、親会社株主に帰属する当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(16) 社歴が浅いことについて（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：小）

当社は2014年９月に設立されており、設立10数年の社歴の浅い会社であります。また、当社グループは現在成長過程にあると認識しており、当社グループの成長のために広告宣伝、人材、システム開発、新規事業等への投資が必要となっていることから、過去数年にわたって当期純損失を計上しております。当社グループは今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針でありますが、当社グループの過去の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは、今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(17) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：低、発生時期：短期、影響度：小）

当社は、役員及び従業員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。当連結会計年度末現在における新株予約権による潜在株式数は169,580株であり、同日現在の発行済株式総数の8.7%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には、１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(18) 配当政策について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、過去においては配当を行っておりません。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存でありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復が期待されるものの、中東情勢の緊迫化や為替動向を背景とした物価上昇が継続しているほか、原材料やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇により企業のコスト負担が増しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が展開する事業を取り巻く環境としましては、少子高齢化の進行等に伴う生産年齢人口の減少により、企業における人材確保の難しさが一層深刻化しております。帝国データバンクの「人手不足に対する企業の動向調査（2026年７月）」によると、人手不足に起因する企業の倒産件数は2026年上半期に227件発生し、上半期として過去最多を更新しております。人手不足が事業継続を脅かす深刻な局面を迎えるなか、業務効率化の有力な手段として生成AI等のデジタル活用への期待が高まる一方で、企業現場での実効性や定着には依然として課題が残されております。一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「企業IT利活用動向調査2026」によると、会社標準としてのAI活用は「これから検討」「検討はしているが具体的な取り組みはない」「実証実験・試行導入」が合計60%を占めており、多くの企業が準備段階にとどまっております。また同調査では、AI導入後の課題として「AIの学習や利用時のセキュリティ対策の懸念」「AIの学習のためにデータ化されていない情報が多い」「AIの出力結果に対する信頼性や精度への不安」などが挙げられており、導入や検証を進めるなかでも運用面での課題が継続して発生している実態が浮き彫りとなっております。こうした状況下、単にツールを導入するのみならず、AIを業務プロセスへ安全かつ効果的に定着させるための業務設計やデータ整備を支援するノウハウや、柔軟な外部リソースの活用による省力化・効率化の推進は、持続的な事業運営を図る上でかつてないほど重要性を増しております。

このような環境のもと、当社グループは「CASTER BIZ」シリーズ等のオンラインアシスタントサービスの提供に加え、SaaSベンダーやBPOベンダーとのアライアンス、業務領域におけるAI活用・導入支援、AI研修・人材育成の取り組みなどを通じ、人手不足への解決策を提供するとともに、企業の業務効率化と人材リソースの確保を支援しております。「CASTER BIZ」シリーズについては、AIアシスタント「CASTER NEO」シリーズへと順次刷新を進めており、チャット上でAIが窓口として業務依頼を受け付け、実務経験豊富なAIコーディネーターが自社開発のタスク管理システムを活用しつつ、業務全体の進行や品質を管理するサービス提供体制を構築することで、より一層の業務効率化とサービス品質の向上を図っております。また、2025年９月より新たなミッション「創り変える。働くの全てを。」を掲げ、その実現に向けて収益性の強化と経営基盤の確立を進めております。具体的には、BPaaS・AI Techをコア領域として重点的に投資し、AI活用による生産性向上とサービス価値向上を図るとともに、HR事業において既存アセットを生かした利益確保を重視した運営とすることで、事業ポートフォリオの最適化を進めております。

さらに、AIのリテラシー向上や社内定着に対する企業ニーズの高まりを受け、株式会社キャスターテックジャパン（2025年９月１日付で株式会社LUVOより商号変更）では、AIリスキリング研修を中心とした教育事業の本格展開を開始しております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高4,453,921千円（前期比2.9%減）、営業利益50,532千円（前期は営業損失382,982千円）、経常利益41,358千円（前期は経常損失386,366千円）、親会社株主に帰属する当期純利益3,453千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失393,260千円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

当連結会計年度より、報告セグメントを「BPaaS事業」、「その他事業」の２区分から、「BPaaS事業」、「HR事業」、「AI Tech事業」の３区分に変更しております。従来「BPaaS事業」に含んでおりましたMy Assistantを成長投資領域の事業と位置付け、「AI Tech事業」に移管しております。なお、前期比較につきましては、 前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

（BPaaS事業）

BPaaS事業は、通期黒字化を最優先とする方針のもと収益性を重視し、CAC（顧客獲得単価）の最適化に向けた新たな集客チャネルへの検証やAI活用を継続的に推進してまいりました。動画広告をはじめとする新たな集客施策の展開や、「CASTER NEO」シリーズなどAI関連の新サービスへの興味・関心の高まりを背景に、新規顧客の開拓が着実に進捗しております。一方で、AI活用を前提とした提供体制の最適化や稼働開始時期の調整等により、通期の稼働社数については計画を下回る推移となったことに加えて、採用領域において前第１四半期まで計上されていた大型解約案件の影響が通期を通じて残ったことから、売上高は前期比で減収となりました。利益面については、受注率を見極めた原価の最適化や販売費及び一般管理費の圧縮に継続的に取り組んだ結果、収益性及びコスト構造の改善が進展し、前期比で増益となりました。

以上の結果、売上高3,396,885千円（前期比1.7%減）、セグメント利益（営業利益）826,964千円（前期比27.0%増）となりました。

（HR事業）

HR事業は、BPaaS事業からの顧客送客が限定的な状況が継続しており、全体としては低調に推移しております。

以上の結果、売上高693,641千円（前期比9.4%減）、セグメント利益（営業利益）77,757千円（前期比26.7%減）となりました。

（AI Tech事業）

AI Tech事業は、マイクロロット市場を対象としたMy Assistantにおいて、収益性を重視した広告投資の最適化を図りつつも、グラムスの既存事業における安定した売上が寄与したこと等により、売上高は全体として堅調に推移しております。AI研修をはじめとする新規プロダクトについては、引き合いが増加傾向にあり、徐々に収益貢献し始めるなど、今後の成長に向けた基盤構築が進んでおります。利益面では、広告アロケーション・販売費及び一般管理費の最適化が寄与するとともに、AI研修の利用に伴うグループ内取引により利益が一時的に増加しており、当該取引はグループ全体でのAI活用促進にもつながっております。開発面では、ベトナムにおける開発体制が安定的に運用されており、事業横断的にサービス開発のスピードと柔軟性が向上しております。

以上の結果、売上高363,394千円（前期比0.5%減）、セグメント利益（営業利益）3,117千円（前期はセグメント損失275,099千円）となりました。

② 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ103,052千円増加の1,975,304千円となりました。これは主に現金及び預金が49,216千円、無形固定資産その他が94,840千円、繰延税金資産が19,542千円増加した一方、のれんが52,451千円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ99,599千円増加の1,261,930千円となりました。これは主に短期借入金が165,000千円、未払法人税等が58,446千円増加した一方、未払費用が88,067千円、長期借入金が37,568千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ3,453千円増加の713,374千円となりました。これは利益剰余金が3,453千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、1,233,263千円となり、前連結会計年度末に比べ49,216千円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、17,377千円（前連結会計年度は371,910千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益41,358千円、のれん償却額52,451千円、未払消費税等の増加額15,882千円に対し、未払費用の減少額95,319千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、93,549千円（前連結会計年度は18,439千円の収入）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出90,694千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は、125,201千円（前連結会計年度は69,477千円の支出）となりました。これは主に、短期借入金の純増額165,000千円に対し、長期借入金の返済による支出37,568千円があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社グループの行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

ｂ．受注実績

当社グループの行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

ｃ．販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)	前期比(%)
BPaaS事業(千円)	3,396,885	△1.7
HR事業(千円)	693,641	△9.4
AI Tech事業(千円)	363,394	△0.5
報告セグメント計(千円)	4,453,921	△2.9

(注) １．セグメント間の取引については相殺消去しております。
２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。
３．当連結会計年度より、報告セグメント区分を変更しており、前期比(%)は変更後の区分に基づいて算定しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、当社グループの実態等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項　(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項　(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

② 経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度の売上高は4,453,921千円（前期比2.9%減）となりました。

主な要因は、BPaaS事業においてAI活用を前提とした提供体制の最適化等に伴い稼働社数の積み上がりが想定をやや下回って推移した一方、一部案件での超過利用の拡大等やAI Tech事業におけるグラムス株式会社の既存事業による安定した売上が寄与したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は2,749,467千円（前期比5.4%減）となりました。

主な要因は、BPaaS事業において受注状況に応じた原価コントロールが進展したことによるものであります。この結果、売上総利益は1,704,453千円（前期比1.4%増）、売上総利益率は38.3%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,653,920千円（前期比19.8%減）となりました。

主な要因は、AI普及等に伴う環境変化を踏まえた広告投資の最適化等、コスト構造の改善が進んだことによるものであります。この結果、営業利益は50,532千円（前期は営業損失382,982千円）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は6,175千円（前期比43.1%減）、営業外費用は15,349千円（前期比7.8%増）となりました。

主な要因は、為替差益から為替差損に転じたことに加え、受取利息や支払利息の発生によるものであります。この結果、経常利益は41,358千円（前期は経常損失386,366千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の法人税等合計は、37,905千円（前期比675.3%増）となりました。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は3,453千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失393,260千円）となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりでございます。

④ 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの主な資金需要は、人件費及び事業拡大のための広告宣伝費等であります。これらの資金需要に対して当社では、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、当社グループのフリーキャッシュ・フロー並びに第三者割当増資及び金融機関からの借入による資金調達を資金の源泉としております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,233,263千円であり、当社グループの事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えております。

⑤　経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑥　経営者の問題意識と今後の方針に関して

当社グループにおいては、創業時の「リモートワークを当たり前にする」というミッションのもと、あらゆる業種・職種のリモートワークへの転換を目指し、自らフルリモートワークを実践して新しい働き方を体現するとともに、顧客企業に対して付加価値を提供してまいりました。こうした取り組みを基盤としつつ、生成AIの進展をはじめとする急速な環境変化を踏まえ、2025年９月にミッションを「創り変える。働くの全てを。」へ刷新いたしました。今後は、AIとヒトのハイブリッド化による生産性の拡大、働き方と企業への提供サービスの多様化による販路の拡大を推進し、安定的に労働力を提供する社会インフラとしての役割を果たしてまいります。

５【重要な契約等】

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約締結日
株式会社キャスター（当社）	株式会社マネーフォワード	バックオフィス領域における人材供給・業務効率化に関する資本業務提携契約	2024年５月１日
株式会社キャスター（当社）	株式会社Wiz	BPOサービスを中心とした営業代行に関する業務提携契約	2025年４月24日

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資等の金額は100,487千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、設備投資等の金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しており、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) BPaaS事業

当連結会計年度の主な設備投資は、自社利用ソフトウエア開発によるものであり、総額97,977千円の投資を実施いたしました。

(2) HR事業

該当事項はありません。

(3) AI Tech事業

当連結会計年度の主な設備投資は、当社及び連結子会社におけるパソコンの購入によるものであり、総額1,466千円の投資を実施いたしました。

(4) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、オフィス設備投資を中心とするものであり、総額1,042千円の投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年８月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウエア	合計	
本社他 (東京都千代田区)	全社	事業設備	―	33	―	33	16(3)
本店 (宮崎県西都市)	BPaaS事業 AI Tech事業 全社	事業設備	2,891	1,633	135,977	140,501	422(292)
岩国支店 (山口県岩国市)	全社	事業設備	5,380	76	―	5,457	2(1)

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記金額には、連結財務諸表上において消去される固定資産の未実現利益金額が含まれております。
３．ソフトウエアにはソフトウエア仮勘定を含めております。
４．東京本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は4,704千円であります。
５．宮崎本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は1,998千円であります。
６．岩国支店建物は賃借物件であり、年間賃借料は1,057千円であります。
７．宮崎支店建物は賃借物件であり、年間賃借料は120千円であります。
８．京都拠点建物は賃借物件であり、年間賃借料は1,350千円であります。
９．従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は(　)内に期中平均人数を外数で記載しております。
10．2026年９月１日付で本社を東京都千代田区から宮崎県西都市へ移転しております。

(2)国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3)在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,231,840
計	6,231,840

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年８月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,960,460	1,960,460	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	1,960,460	1,960,460	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第８回新株予約権

決議年月日	2019年５月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　４ 当社従業員　　11 子会社従業員　２　(注)６
新株予約権の数(個)※	1,473
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式58,920（注)１、７
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき1,660（注)２、７、８
新株予約権の行使期間※	2021年６月１日から2029年５月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　1,660（注)７、８ 資本組入額　　830（注)７、８
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) １．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たりの払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑤　新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥　新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧　その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
①　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧　その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨　新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．付与対象者の退職による権利喪失、組織再編による役職の変更、社外協力者への転換、及び子会社の吸収合併により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員７名、社外協力者４名となっております。

７．2023年３月６日開催の取締役会決議により、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年７月４日開催の臨時株主総会決議により、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

決議年月日	2020年５月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　１ 当社執行役員　３ 社外協力者　　１　(注)６
新株予約権の数(個)※	580
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式23,200（注)１、７
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき1,701（注)２、７、８
新株予約権の行使期間※	2022年５月28日から2030年５月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　1,701（注)７、８ 資本組入額　　850.5（注)７、８
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡してはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) １．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たりの払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
⑤ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥ 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．組織再編による役職の変更、従業員から社外協力者への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員１名、社外協力者３名となっております。

７．2023年３月６日開催の取締役会決議により、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年７月４日開催の臨時株主総会決議により、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2020年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　1 当社執行役員　1　(注)６
新株予約権の数(個)※	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式1,200 (注)１、７
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき2,129 (注)２、７、８
新株予約権の行使期間※	2022年11月28日から2030年11月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　2,129 (注)７、８ 資本組入額　　1,064.5 (注)７、８
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) １．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たりの払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑤　新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥　新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧　その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
①　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める新株予約権を行使できる期間の末日までとする。
⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧　その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨　新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．組織再編による役職の変更、付与対象者の退職及び社外協力者への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者１名となっております。

７．2023年３月６日開催の取締役会決議により、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年７月４日開催の臨時株主総会決議により、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権

決議年月日	2022年７月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　３ 当社執行役員　５ 当社従業員　　３　(注)６
新株予約権の数(個)※	381
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式15,240（注)１、７
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき3,191（注)２、７、８
新株予約権の行使期間※	2024年７月27日から2032年７月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　3,191（注)７、８ 資本組入額　　1,595.5（注)７、８
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) １．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たりの払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
⑤ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥ 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．組織再編による役職の変更、付与対象者の退職及び社外協力者への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員３名、社外協力者６名となっております。

７．2023年３月６日開催の取締役会決議により、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年７月４日開催の臨時株主総会決議により、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権

決議年月日	2022年８月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員　２（注）６
新株予約権の数(個)※	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式800（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき3,191（注）２、７、８
新株予約権の行使期間※	2024年９月１日から2032年７月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　3,191（注）７、８ 資本組入額　　1,595.5（注）７、８
新株予約権の行使の条件※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑤　新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥　新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧　その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
①　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧　その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨　新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．組織再編による役職の変更、付与対象者の退職及び社外協力者への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員１名、社外協力者１名となっております。

７．2023年３月６日開催の取締役会決議により、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年７月４日開催の臨時株主総会決議により、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回新株予約権

決議年月日	2022年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　２ 当社従業員　１（注）６
新株予約権の数(個)※	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 2,000（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき3,191（注）２、７、８
新株予約権の行使期間※	2024年12月27日から2032年７月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　3,191（注）７、８ 資本組入額　　1,595.5（注）７、８
新株予約権の行使の条件※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
①　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
②　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
⑤ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥ 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．組織再編による役職の変更、従業員から社外協力者への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、社外協力者２名となっております。

７．2023年３月６日開催の取締役会決議により、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年７月４日開催の臨時株主総会決議により、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第16回新株予約権

決議年月日	2023年７月５日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　１ 当社執行役員　４ 当社従業員　　67　(注)６
新株予約権の数(個)※	480　[477]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式19,200　[19,080]　(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき1,476　(注)２、７
新株予約権の行使期間※	2025年７月６日から2033年７月５日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　1,476(注)７ 資本組入額　　738(注)７
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
①　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
②　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
④　新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
⑤　新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥　新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧　その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
①　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤　新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧　その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨　新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．組織再編による役職の変更、付与対象者の退職による権利喪失、従業員から社外協力者への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員48名、社外協力者14名となっております。

７．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第17回新株予約権

決議年月日	2023年７月５日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者　９　(注)６
新株予約権の数(個)※	248
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式9,920（注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	１株につき1,476（注)２、７
新株予約権の行使期間※	2025年７月６日から2033年７月５日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　　1,476(注)７ 資本組入額　　738(注)７
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) １．本新株予約権１個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式40株(本書提出日の前月末現在40株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者（業務受託者を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(１月１日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
⑤ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の２第１項第６号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
⑥ 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑧ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

４．新株予約権の取得に関する事項
① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。
⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。
⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．付与対象者の契約終了に伴う権利喪失及び社外協力者から取締役への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、社外協力者６名となっております。

７．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）の払込金額が、新株予約権の発行要領における行使価額の調整に関する事項に定める行使価格を下回ったため、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第18回新株予約権

決議年月日	2024年６月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　20　(注)６
新株予約権の数(個)※	391
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　39,100　(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,314（注)２
新株予約権の行使期間※	2027年12月１日から2034年８月４日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　1,314 資本組入額　657
新株予約権の行使の条件※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)４、５

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) １．本新株予約権１個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株(本書提出日の前月末現在100株)であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「時価」とは、直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）とする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、2027年８月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業

員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4．新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)１に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)４に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6．付与対象者の退職による権利喪失、従業員から社外協力者への転換により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員11名、社外協力者７名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年12月22日 (注)１	D種優先株式 1,758	普通株式 10,000 A１種優先株式 9,990 A２種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 3,357	249,882	527,065	249,882	1,268,999
2022年１月28日 (注)２	D種優先株式 1,054	普通株式 10,000 A１種優先株式 9,990 A２種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	149,816	676,881	149,816	1,418,815
2022年２月28日 (注)３	―	普通株式 10,000 A１種優先株式 9,990 A２種優先株式 4,333 B種優先株式 4,857 C種優先株式 5,358 D種優先株式 4,411	△626,981	49,900	―	1,418,815

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年２月24日 (注)４	普通株式 28,949 A１種優先株式 △9,990 A２種優先株式 △4,333 B種優先株式 △4,857 C種優先株式 △5,358 D種優先株式 △4,411	普通株式 38,949	－	49,900	－	1,418,815
2023年３月７日 (注)５	普通株式 7,750,851	普通株式 7,789,800	－	49,900	－	1,418,815
2023年７月５日 (注)６	普通株式 △6,231,840	普通株式 1,557,960	－	49,900	－	1,418,815
2023年10月３日 (注)７	普通株式 350,000	普通株式 1,907,960	122,360	172,260	122,360	1,541,175
2023年11月７日 (注)８	普通株式 52,500	普通株式 1,960,460	18,354	190,614	18,354	1,559,529

(注) １．有償第三者割当　1,758株
発行価格　284,281円
資本組入額　142,140円
主な割当先　グリーンコインベスト投資事業有限責任組合、第一生命保険株式会社

２．有償第三者割当　1,054株
発行価格　284,281円
資本組入額　142,140円
主な割当先　Axiom Asia 6, L.P、Axiom Asia 6-A SCSp SICAV-RAIF、UNICORN2号ファンド投資事業有限責任組合

３．会社法第447条第１項の規定に基づき資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、同法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、その全額を繰越利益剰余金に振り替えたものであります。

４．2023年２月15日開催の取締役会決議に基づき2023年２月24日付でA１種優先株式9,990株、A２種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式１株につき、それぞれ普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA１種優先株式、A２種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年２月24日付で消却しております。

５．2023年３月６日開催の取締役会決議により、2023年３月７日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。

６．2023年７月４日開催の臨時株主総会決議により、2023年７月５日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

７．2023年10月３日を払込期日とする有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）による新株式350,000株（発行価格760円、引受価額699.20円、資本組入額349.60円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ122,360千円増加しております。

８．2023年11月７日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式52,500株（発行価格699.20円、資本組入額349.60円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ18,354千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	1	16	15	14	7	514	567	―
所有株式数(単元)	―	5	1,831	9,342	2,059	52	6,300	19,589	1,560
所有株式数の割合(%)	―	0.03	9.35	47.69	10.51	0.27	32.16	100	―

（注）自己株式40株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マネーフォワード	東京都港区芝浦三丁目１番21号 MSBTAMACHI田町ステーションタワーＳ21階	398,000	20.30
株式会社ブルーマンデイ	東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号 宮益坂ビルディング609	340,000	17.34
インキュベイトファンド２号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目９番１号	194,763	9.93
株式会社Wiz	東京都豊島区南大塚二丁目25番15号	167,600	8.55
WiL Fund Ⅱ, L.P.（常任代理人 大和証券株式会社）	MAPLES CO SVC LTD. PO BOX 309 UGLANDHOUSE S-CHURCH ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-1104 CI（東京都千代田区丸の内一丁目９番１号）	110,960	5.66
大和証券株式会社横浜支店	神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号	67,000	3.42
中川 祥太	神奈川県横浜市青葉区	60,000	3.06
IF Growth Opportunity Fund I,L.P.（常任代理人 SMBC日興証券株式会社）	Cricket Square, Hutchins Drive Pobox 2681Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands（東京都千代田区丸の内一丁目５番１号）	56,320	2.87
グリーンコインベスト投資事業有限責任組合	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号	56,280	2.87
鈴木 雅久	東京都三鷹市	39,200	2.00
計	―	1,490,123	76.01

（注） 2026年６月３日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社Wizが2026年５月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年８月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
株式会社Wiz	東京都豊島区南大塚二丁目25番15号	166,500	8.49

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,958,900	19,589	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,560	―	―
発行済株式総数	1,960,460	―	―
総株主の議決権	―	19,589	―

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他（―）	―	―	―	―
保有自己株式数	40	―	40	―

（注）当期間における保有自己株式には、2026年11月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存でありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議により毎年２月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存でおります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ａ．企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。これらの機関のほかに、内部監査室及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。当該機関設計を採用する理由としては、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、社外監査役を含む監査役による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しております。

イ）取締役会

取締役会は、代表取締役中川祥太が議長を務め、取締役森岡由布子、取締役酒井佑介、社外取締役本田浩之、社外取締役池村公男で構成され、取締役の職務の執行を監督しております。経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、社外取締役を招聘し、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。なお、取締役会には監査役が出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べております。

ロ）監査役会

監査役会は、常勤監査役髙本龍拡が議長を務め、社外監査役菊地加奈子、社外監査役佐藤未央の３名で構成されております。

監査役会は、毎月１回定期的に開催し、取締役会の運営状況や取締役の職務執行状況等の監査に必要な重要な事項の協議・決定をしております。また、常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視・検証する体制となっております。

ハ）内部監査

当社の内部監査は、独立した内部監査組織として2021年12月に内部監査室を設けており、代表取締役より指名を受けた内部監査人を１名選任しております。代表取締役による承認を受けた内部監査計画及び内部監査規程に基づいた内部監査を実施し、監査結果や業務改善事項について、代表取締役に報告しております。また、必要に応じて三様監査等を通じて監査役会及び会計監査人と情報・意見交換を行う等の連携をとることで、監査の有効性や効率性を高めています。

ニ）会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

ホ）リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、代表取締役中川祥太が議長を務め、取締役森岡由布子、取締役酒井佑介、監査役髙本龍拡、執行役員清田尚志、執行役員勝見彩乃、執行役員米谷昌登及び各部門の従業員６名で構成されております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、四半期に１回開催し、リスクマネジメント及び法令・定款の遵守の徹底を図っております。

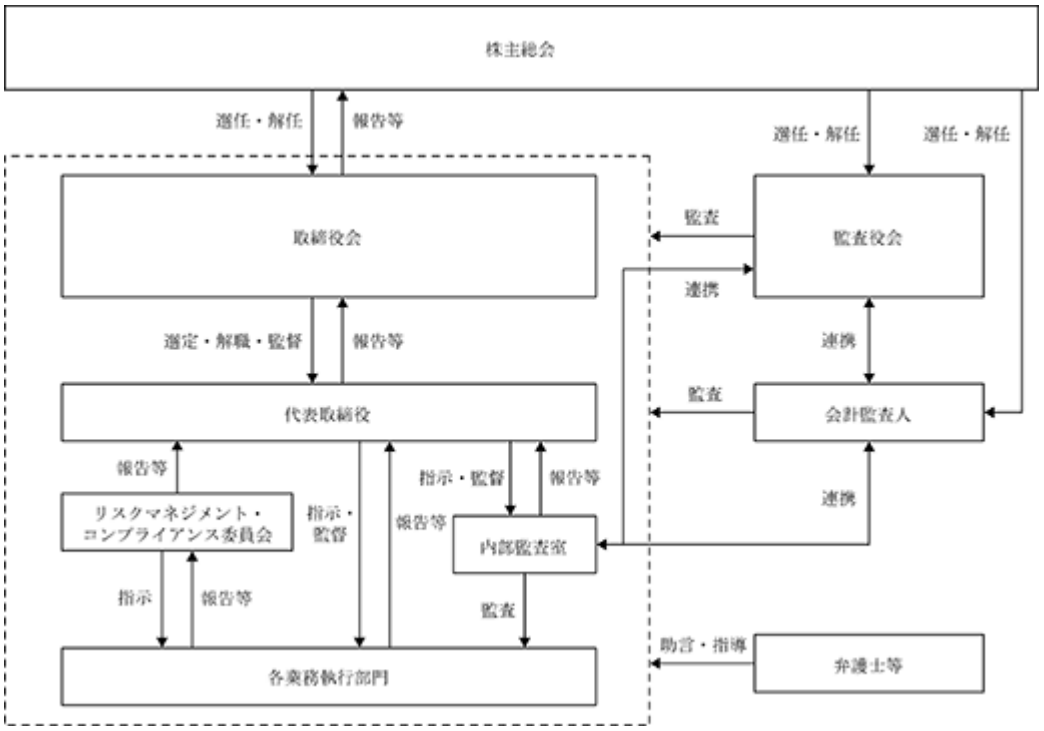

ヘ）取締役会の活動状況

当事業年度においては、取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職	開催回数	出席回数
中川祥太	代表取締役	18回	18回
森岡由布子	取締役	18回	16回
酒井佑介	取締役	14回	14回（注）
本田浩之	社外取締役	18回	18回
池村公男	社外取締役	18回	18回

（注）酒井佑介は、2025年11月27日に開催された定時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので、取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討事項は、以下のとおりであります。

- **経営計画、予算編成、決算に関する事項**
- **投資、M&Aに関する事項**
- **役員に関する事項**
- **重要な人事、組織に関する事項**
- **その他会社法及び取締役会規程で定める決議・報告事項**

b．内部統制システムの整備の状況

当社グループは、経営の透明性の向上と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置付け、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております(最終改定日：2025年11月１日)。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。基本方針の内容は以下のとおりとなっております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び従業員は、「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。

(ロ) 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行の意思決定をする。

(ハ) 代表取締役は、取締役会規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、役員規程に従い職務を執行する。

(ニ) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(ホ) 内部監査を所管する部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。

(ヘ) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

(ト) 使用人に対し、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(チ) 内部通報規程を制定しており、問題の早期発見に努める。

(リ) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(ヌ) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

(ロ) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

(ハ) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 代表取締役の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は労務/総務部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。

(ロ) 各担当部門は、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(ハ) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

(ニ) 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

(ホ) 監査役及び内部監査を所管する部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。

(ロ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。

(ハ) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

(ニ) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

(e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社グループは、当社グループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。

(ロ) 内部監査を所管する部門は、当社グループの法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(ハ) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(ニ) 取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。

(ホ) 当社グループは、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社グループへの事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社グループの役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社グループでは、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

(h) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループは、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

(ロ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。

(ハ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

(ニ) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

(ロ) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

(ハ) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。

(l) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力対応規程」、「反社チェックマニュアル」に基づき行動する。

(m) 財務報告の信頼性を確保するための体制

(イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

(ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

(ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上、諸規程の整備及び運営を行う。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス及びリスク管理の統括を目的としたリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、情報共有をすることで、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

また、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など各業務分野に関わる職業的専門家から適時アドバイスを受ける体制を構築しており、経営に必要な有効情報を確保し、リスク回避に努めております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役本田浩之、社外取締役池村公男、常勤監査役髙本龍拡、社外監査役菊地加奈子、社外監査役佐藤未央は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の定めにより、取締役(業務執行取締役である者を除く。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は９名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことができるようにするため、会社法第309条第２項の定めによる株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩　自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

⑪　中間配当

当社は取締役会の決議によって、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

有価証券報告書提出日（2026年11月25日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性5名　女性3名　（役員のうち女性の比率38%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	中川　祥太	1986年６月４日生	2008年４月　自営業にて古着店を開店 2011年１月　株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス） 入社 2012年４月　イー・ガーディアン株式会社 入社 2014年９月　当社創業 代表取締役就任(現任) 2019年２月　株式会社ブルーマンデイ 代表取締役就任（現任） 2020年９月　一般社団法人リモートワーカー協会 理事就任 2024年６月　当社執行役員就任 2024年９月　株式会社LUVO（現 株式会社キャスターテックジャパン） 取締役就任（現任）	(注) 3	400,000 (注) 5
取締役	森岡　由布子 (戸籍名： 平塚　由布子)	1982年５月３日生	2005年４月　株式会社ケーブルテレビ神戸 入社 2006年10月　株式会社リクルートスタッフィング 入社 2008年２月　イー・ガーディアン株式会社 入社 2017年２月　当社 入社 2017年11月　当社取締役就任(現任) 2022年12月　当社新規事業部マネージャー就任 2023年８月　合同会社jinbee 代表社員就任（現任） 2024年６月　当社執行役員就任（現任、取締役 兼 執行役員）	(注) 3	7,000
取締役	酒井 佑介	1977年６月24日生	2001年４月　株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2005年７月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2013年１月　ランサーズ株式会社入社 2014年１月　株式会社チームスピリット入社 2014年６月　株式会社ネオキャリア入社 2015年11月　株式会社ネオラボ代表取締役就任 2016年９月　株式会社ネオキャリア執行役員 兼 事業開発室長就任 2021年３月　株式会社ネクイノ入社 2021年７月　SKY株式会社入社 2021年９月　株式会社ネクイノ執行役員 兼 PMO担当就任 2023年11月　グラムス株式会社取締役就任 2024年９月　同社社外取締役就任（現任） 2024年９月　当社入社 2024年12月　当社執行役員就任（現任） 2025年５月　株式会社LUVO（現 株式会社キャスターテックジャパン）代表取締役就任 2025年11月　当社取締役就任（現任、取締役 兼 執行役員）	(注) 3	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	本田　浩之	1960年10月30日生	1984年４月　株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2000年４月　同社執行役員次世代事業開発担当就任 2003年４月　同社執行役員 兼 株式会社リクルートHRマーケティング(現 株式会社リクルート)代表取締役社長就任 2005年４月　株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)取締役 兼 常務執行役員就任 2005年４月　51job.Inc. Director 就任 2008年４月　同社取締役 兼 専務執行役員就任 2012年６月　同社顧問就任 2013年４月　株式会社オルトプラス 顧問就任 2013年７月　同社社外取締役就任 2014年３月　株式会社ジーニー 取締役就任 2014年３月　株式会社リブセンス 社外取締役就任 2014年９月　Retty株式会社 顧問就任 2014年10月　株式会社ダブルスタンダード 社外取締役就任 2016年３月　TVISION INSIGHTS株式会社（現 REVISIO株式会社）社外取締役就任（現任） 2017年12月　Retty株式会社 社外取締役就任 2022年11月　当社取締役就任(現任) 2022年12月　株式会社エモーションテック社外取締役就任 2025年８月　株式会社アルテミス北海道社外取締役就任	(注)３	11,720 (注)６
取締役	池村　公男	1978年11月21日生	2002年５月　グッドウィル・グループ株式会社 入社 2005年８月　株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社 2010年１月　ソウルドアウト株式会社 入社（株式会社オプトより出向） 2013年４月　ソウルドアウト株式会社 執行役員CFO就任 2014年３月　株式会社サーチライフ（現 SO Technologies株式会社）取締役就任 2015年３月　株式会社グロウスギア（現 アンドデジタル株式会社）取締役就任 2015年６月　株式会社電通デジタル・ネットワークス 取締役就任 2016年３月　ソウルドアウト株式会社 取締役CFO就任 2018年１月　株式会社テクロコ（現 SO Technologies株式会社）取締役就任 2020年４月　合同会社いちはく 代表社員就任 2021年４月　株式会社康安 取締役就任 2023年８月　同社 代表取締役就任（現任） 2023年11月　当社取締役就任（現任）	(注)３	23,100
監査役 (常勤)	髙本　龍拡	1982年６月13日生	2007年４月　株式会社ジャフコ 入社 2011年６月　株式会社メディエイター 入社 2014年６月　株式会社パラダイムシフト 入社 2014年11月　TBM総研(個人事業)創業 2015年10月　TBM総研を「合同会社TBM総研」に法人化 代表社員就任(現任) 2016年10月　当社監査役就任(現任) 2025年４月　株式会社TAIAN社外監査役就任（現任）	(注)４	－
監査役	菊地　加奈子	1977年４月22日生	2001年４月　株式会社ロイヤルコントラクトサービス 入社 2003年10月　株式会社アメンド 入社 2010年12月　特定社会保険労務士菊地加奈子事務所開業 所長 就任 2012年９月　株式会社ワーク・イノベーション 代表取締役就任 2012年９月　株式会社フェアリーランド 代表取締役就任（現任） 2017年６月　社会保険労務士事務所法人化 社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表社員就任(現任) 2019年５月　当社監査役就任(現任) 2023年２月　一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構　代表理事就任(現任)	(注)４	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	佐藤　未央	1975年３月19日生	1997年４月　日本システムウエア株式会社 入社 2001年６月　デルタエージェント株式会社 入社 2006年４月　最高裁判所司法研修所入所 2007年９月　弁護士登録(東京弁護士会所属) 2007年９月　弁護士法人古田＆アソシエイツ法律事務所(現弁護士法人クレア法律事務所)入所 2015年１月　同事務所パートナー弁護士就任 2015年５月　株式会社イーゲル 社外取締役就任(現任) 2015年11月　Ａ.佐川法律事務所パートナー弁護士就任(現任) 2019年３月　KIYOラーニング株式会社 社外監査役就任(現任) 2021年６月　アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役就任(現任) 2021年７月　株式会社CLUE 社外監査役就任 2022年11月　当社監査役就任(現任) 2025年６月　アイティメディア株式会社取締役 監査等委員就任（現任）	(注)４	－
計					441,820

（注）１．本田浩之、池村公男は、社外取締役であります。
２．菊地加奈子、佐藤未央は、社外監査役であります。
３．2025年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
４．2023年３月６日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
５．代表取締役中川祥太の所有株式数は、株式会社ブルーマンデイが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
６．社外取締役本田浩之の所有株式数は、株式会社TEAM-Hが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
７．当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行のために、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、次の３名であります。
清田尚志、勝見彩乃、米谷昌登

※2026年11月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役３名選任の件」及び「監査役３名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定であります。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。
男性4名　女性2名　(役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	中川　祥太	1986年６月４日生	2008年４月　自営業にて古着店を開店 2011年１月　株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス） 入社 2012年４月　イー・ガーディアン株式会社 入社 2014年９月　当社創業 代表取締役就任(現任) 2019年２月　株式会社ブルーマンデイ 代表取締役就任（現任） 2020年９月　一般社団法人リモートワーカー協会 理事就任 2024年６月　当社執行役員就任 2024年９月　株式会社LUVO（現 株式会社キャスターテックジャパン） 取締役就任（現任）	(注)３	400,000 (注)５

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	酒井 佑介	1977年６月24日生	2001年４月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2005年７月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2013年１月 ランサーズ株式会社入社 2014年１月 株式会社チームスピリット入社 2014年６月 株式会社ネオキャリア入社 2015年11月 株式会社ネオラボ代表取締役就任 2016年９月 株式会社ネオキャリア執行役員 兼 事業開発室長就任 2021年３月 株式会社ネクイノ入社 2021年７月 SKY株式会社入社 2021年９月 株式会社ネクイノ執行役員 兼 PMO担当就任 2023年11月 グラムス株式会社取締役就任 2024年９月 同社社外取締役就任（現任） 2024年９月 当社入社 2024年12月 当社執行役員就任（現任） 2025年５月 株式会社LUVO（現 株式会社キャスターテックジャパン）代表取締役就任 2025年11月 当社取締役就任（現任、取締役 兼 執行役員）	(注) 3	－
取締役	池村　公男	1978年11月21日生	2002年５月 グッドウィル・グループ株式会社 入社 2005年８月 株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社 2010年１月 ソウルドアウト株式会社 入社（株式会社オプトより出向） 2013年４月 ソウルドアウト株式会社 執行役員CFO就任 2014年３月 株式会社サーチライフ（現 SO Technologies株式会社）取締役就任 2015年３月 株式会社グロウスギア（現 アンドデジタル株式会社）取締役就任 2015年６月 株式会社電通デジタル・ネットワークス 取締役就任 2016年３月 ソウルドアウト株式会社 取締役CFO就任 2018年１月 株式会社テクロコ（現 SO Technologies株式会社）取締役就任 2020年４月 合同会社いちはく 代表社員就任 2021年４月 株式会社康安 取締役就任 2023年８月 同社 代表取締役就任（現任） 2023年11月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	23,100
監査役(常勤)	髙本　龍拡	1982年６月13日生	2007年４月 株式会社ジャフコ 入社 2011年６月 株式会社メディエイター 入社 2014年６月 株式会社パラダイムシフト 入社 2014年11月 TBM総研(個人事業)創業 2015年10月 TBM総研を「合同会社TBM総研」に法人化 代表社員就任(現任) 2016年10月 当社監査役就任(現任) 2025年４月 株式会社TAIAN社外監査役就任（現任）	(注) 4	－
監査役	菊地　加奈子	1977年４月22日生	2001年４月 株式会社ロイヤルコントラクトサービス 入社 2003年10月 株式会社アメンド 入社 2010年12月 特定社会保険労務士菊地加奈子事務所開業 所長 就任 2012年９月 株式会社ワーク・イノベーション 代表取締役就任 2012年９月 株式会社フェアリーランド 代表取締役就任（現任） 2017年６月 社会保険労務士事務所法人化 社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表社員就任(現任) 2019年５月 当社監査役就任(現任) 2023年２月 一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構　代表理事就任(現任)	(注) 4	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	佐藤　未央	1975年３月19日生	1997年４月　日本システムウエア株式会社 入社 2001年６月　デルタエージェント株式会社 入社 2006年４月　最高裁判所司法研修所入所 2007年９月　弁護士登録(東京弁護士会所属) 2007年９月　弁護士法人古田＆アソシエイツ法律事務所(現弁護士法人クレア法律事務所)入所 2015年１月　同事務所パートナー弁護士就任 2015年５月　株式会社イーゲル 社外取締役就任(現任) 2015年11月　Ａ.佐川法律事務所パートナー弁護士就任(現任) 2019年３月　KIYOラーニング株式会社 社外監査役就任(現任) 2021年６月　アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役就任(現任) 2021年７月　株式会社CLUE 社外監査役就任 2022年11月　当社監査役就任(現任) 2025年６月　アイティメディア株式会社取締役 監査等委員就任（現任）	(注)４	－
計					423,100

(注) １．池村公男は、社外取締役であります。
２．菊地加奈子、佐藤未央は、社外監査役であります。
３．2026年11月26日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
４．2026年11月26日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
５．代表取締役中川祥太の所有株式数は、株式会社ブルーマンデイが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
６．当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行のために、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、次の４名であります。
森岡由布子、清田尚志、勝見彩乃、米谷昌登

② 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役２名及び社外監査役２名を選任しております。

社外取締役の本田浩之氏は、当社の普通株式11,720株（株式会社TEAM-Hの所有株式数を含む）、新株予約権215個を保有しております。この他に当社との人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、社外取締役に選任しております。また、同氏は、上場企業における代表取締役、社外取締役として豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して、社外取締役として選任しております。

社外取締役の池村公男氏は、当社の普通株式23,100株、新株予約権32個を保有しております。この他に同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、IT業界における経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して、社外取締役として選任しております。

社外監査役の菊地加奈子氏は、社会保険労務士としての企業労務に関する専門的な知識と豊富な経験から、その見識を活かし、当社の監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の佐藤未央氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験から、その見識を活かし、当社の監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を構成する取締役２名を社外取締役とするほか、監査役２名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要であると考えており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にした上で、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断がで

きる人材であることを重視しております。

③　社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部統制の状況を把握し、発言できる体制としております。社外監査役は、監査役会を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の状況を把握し、取締役の職務執行を適正に監査できる体制としております。また、代表取締役が任命する内部監査担当者、会計監査人と定期的及び必要に応じて会合を実施することで、情報共有と連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

①　監査役監査の状況

当社は、監査役制度を採用し監査役会を設置しております。

監査役髙本龍拡は、投資会社のベンチャーキャピタリストとして培われた金融や財務会計に関する相当の知見、企業経営者として経営全般に対する専門的な知識を有しております。また、監査役菊地加奈子は社会保険労務士として労務に関する専門的な知識を有しており、監査役佐藤未央は弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。

常勤監査役をはじめとする監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、重要書類の閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。また、内部監査人及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

監査役会は、社外監査役２名を含んだ３名で構成しており、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月１回開催される監査役会にて情報共有を図っております。

当事業年度において監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	役職	開催回数	出席回数
髙本　龍拡	常勤監査役	12回	12回
菊地　加奈子	社外監査役	12回	12回
佐藤　未央	社外監査役	12回	12回

監査役会における具体的な共有・検討事項は以下のとおりであります。

・監査方針、各監査役の役割分担
・会計監査人の監査の相当性
・内部統制システムにかかる監査状況
・リスク認識についてのディスカッション

②　内部監査の状況

内部監査は、内部監査室(１名)を独立した組織として、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能率の向上及び業績の進展に関する監査・指導を行うとともに、監査役と連携して内部統制にかかわる監査・指導を行っております。内部監査担当が取締役会に直接報告を行う仕組みはございませんが、内部監査の結果については代表取締役に報告するほか、内部監査担当と監査役は適宜会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会など、効果的な監査の実施に努めております。さらに、内部監査担当と会計監査人も定期的に会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果について会合を実施しております。

③ 会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ｂ．継続監査期間

2021年８月期以降

ｃ．業務を執行した公認会計士

公認会計士　島村　哲

公認会計士　彌武　佑一

ｄ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士５名、その他６名であり、会計監査人と常勤監査役は監査の方針について打合せを行うほか、監査役及び内部監査室と適宜種々の意見交換を行い、相互に緊密な連携を図っております。当該監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

ｅ．監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は会計監査人の選定に関しては、独立性及び品質管理体制、監査の方法と結果の相当性、監査報酬の水準に問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たしていることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任することといたしました。

なお、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ｆ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、EY新日本有限責任監査法人に対して評価を行っております。同法人の監査の方法と結果は相当であり、当社の会計監査人として職責を果たしていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

ａ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,000	－	34,000	－
連結子会社	－	－	－	－
計	32,000	－	34,000	－

ｂ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(ａ．を除く)

該当事項はありません。

ｃ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ｄ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等からの提案をもとに、監査計画の内容及び監査日数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

ｅ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名）、監査役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額50,000千円以内（当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名）と決議されております。

各取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役の中川祥太が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決議された報酬マトリクスに基づいた報酬案を取締役会へ上程する権限を有しております。報酬案が上程された後、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会による協議の結果も踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断し、合議の上決定しております。

監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、監査役会にて決議された報酬マトリクスに基づき、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を協議し決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

なお、当社では業績連動報酬制度及び退職慰労金制度は採用しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	
取締役(社外取締役を除く)	54,812	54,812	－	－	4
監査役(社外監査役を除く)	11,164	11,164	－	－	1
社外役員	19,288	19,288	－	－	4

(注) 上表には、2025年11月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおり、無報酬の社外取締役を除いております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、ミッション「創り変える。働くの全てを。」のもと、全ての事業においてAI駆動開発を基本とする「AI FIRST」戦略を推進しております。この経営戦略を実現する上で、全従業員がAIをツールとして使いこなす「AI-BPaaS」の担い手へと進化することが不可欠であり、私たちが目指す理想の組織像は、「全従業員が自律型AIエージェントを構築・活用し、圧倒的な生産性を誇るプロフェッショナル集団」であります。現在、当社グループ内には高度なAI開発スキルを有する子会社や、AI研修プログラムを提供する子会社が存在しており、グループの技術基盤を牽引しております。一方で、主要事業を担う当社においては、これらのグループリソースも活用しながら「AIリスキリング」の全社展開を実施しており、基礎的リテラシーの習得を進める移行期にあります。理想とする組織像への移行を確実なものとし、従業員一人ひとりの新たなスキル習得を通じた人材ポートフォリオの転換を推し進めることが、持続的な企業価値向上に直結する重要課題と位置付けております。

また、当社グループにおける従業員の給与その他の給付の額及び内容については、年齢や社歴を問わず、多様な働き方を前提とした職務遂行能力と成果に基づき決定しております。具体的には、職務遂行能力等に基づく固定的な給与と、目標達成度等の成果に基づく業績連動型の給与により構成されており、能力やスキルを評価する「能力評価」と、期ごとの目標達成度等に応じた「業績評価」の２つの要素を軸に、自己評価と上長等による複数回の評価プロセスを経ることで、透明性と納得性の高い評価を実現しております。特に今後の評価においては、「AI FIRST」戦略の実現に向けた上記の人材ポートフォリオの転換を後押しするため、従業員のAI活用による新たな価値創出や生産性向上への貢献も評価に加えるなど、人事評価及び給与決定にも適切に反映させるための制度設計について継続的に検討してまいります。

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
BPaaS事業	377(121)
HR事業	11(164)
AI Tech事業	20(35)
報告セグメント計	408(320)
全社(共通)	40(3)
合計	448(323)

(注) １．従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は(　)内に期中平均人数を外数で記載しております。
２．全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
440 (296)	39.1	4.8	3,954	△0.5

セグメントの名称	従業員数(人)
BPaaS事業	377(121)
HR事業	11(164)
AI Tech事業	12(8)
報告セグメント計	400(293)
全社(共通)	40(3)
合計	440(296)

(注) 1．従業員数は正社員であり、臨時従業員数(契約社員、派遣社員及びパートタイマー)は(　)内に期中平均人数を外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

③ 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

④ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「1　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　① ストックオプション制度の内容」に記載しております。

⑤ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a．提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%)(注)1、2	男性労働者の育児休業取得率(%)(注)3	労働者の男女の賃金の額の差異(%)(注)1、4		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
69.8	80.0	72.5	74.0	73.8

(注) 1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2．当社におきまして、管理職とは執行役員・パートナー職・マネージャー職・サブマネージャー職と定義しております。
3．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4．「労働者の男女の賃金の額の差異」について、賃金制度や体系において性別による差異はなく、労働者における時短勤務従業員のうち、女性の割合が多いことに起因するものであります。

b．連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第５ 【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,184,046	1,233,263
売掛金及び契約資産	※1 295,576	※1 298,955
前払費用	37,556	35,885
その他	13,329	6,172
貸倒引当金	△4,617	△3,882
流動資産合計	1,525,892	1,570,394
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,234	11,534
減価償却累計額	△2,448	△3,262
建物（純額）	8,785	8,272
工具、器具及び備品	10,390	12,308
減価償却累計額	△8,136	△9,878
工具、器具及び備品（純額）	2,254	2,429
リース資産	14,196	14,196
減価償却累計額	△10,199	△12,227
リース資産（純額）	3,996	1,968
有形固定資産合計	15,036	12,670
無形固定資産		
のれん	314,710	262,259
その他	12,542	107,383
無形固定資産合計	327,253	369,642
投資その他の資産		
繰延税金資産	―	19,542
その他	5,216	4,201
貸倒引当金	△1,146	△1,146
投資その他の資産合計	4,069	22,597
固定資産合計	346,359	404,910
資産合計	1,872,251	1,975,304

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,307	55,012
短期借入金	※2 300,000	※2 465,000
１年内返済予定の長期借入金	37,925	37,925
未払金	23,240	18,546
未払費用	383,957	295,890
未払法人税等	14,584	73,030
未払消費税等	41,246	57,129
契約負債	140,756	124,840
その他	37,076	36,992
流動負債合計	1,031,093	1,164,366
固定負債		
長期借入金	120,474	82,906
退職給付に係る負債	4,922	10,908
その他	5,839	3,749
固定負債合計	131,236	97,563
負債合計	1,162,330	1,261,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	190,614	190,614
資本剰余金	1,580,963	1,580,963
利益剰余金	△1,062,061	△1,058,608
自己株式	△36	△36
株主資本合計	709,479	712,933
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	411	411
その他の包括利益累計額合計	411	411
新株予約権	30	30
純資産合計	709,921	713,374
負債純資産合計	1,872,251	1,975,304

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年９月１日 至 2025年８月31日）	当連結会計年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）
売上高	※１ 4,588,129	※１ 4,453,921
売上原価	2,907,622	2,749,467
売上総利益	1,680,506	1,704,453
販売費及び一般管理費	※２ 2,063,488	※２ 1,653,920
営業利益又は営業損失（△）	△382,982	50,532
営業外収益		
受取利息	1,477	2,731
補助金収入	3,459	1,719
キャッシュバック収入	2,569	1,175
為替差益	2,785	－
その他	568	548
営業外収益合計	10,860	6,175
営業外費用		
支払利息	7,002	9,091
支払手数料	5,404	5,000
為替差損	－	111
その他	1,838	1,145
営業外費用合計	14,244	15,349
経常利益又は経常損失（△）	△386,366	41,358
特別損失		
支店閉鎖損失	※３ 2,005	－
特別損失合計	2,005	－
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△388,371	41,358
法人税、住民税及び事業税	4,889	57,448
法人税等調整額	－	△19,542
法人税等合計	4,889	37,905
当期純利益又は当期純損失（△）	△393,260	3,453
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△393,260	3,453

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年９月１日 至 2025年８月31日）	当連結会計年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）	△393,260	3,453
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	411	△0
その他の包括利益合計	※ 411	※ △0
包括利益	△392,849	3,453
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△392,849	3,453
非支配株主に係る包括利益	―	―

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	190,614	1,580,963	△668,800	－	1,102,776	－	－	374	1,103,151
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△393,260		△393,260				△393,260
自己株式の取得				△36	△36				△36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						411	411	△344	66
当期変動額合計	－	－	△393,260	△36	△393,296	411	411	△344	△393,229
当期末残高	190,614	1,580,963	△1,062,061	△36	709,479	411	411	30	709,921

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	190,614	1,580,963	△1,062,061	△36	709,479	411	411	30	709,921
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益			3,453		3,453				3,453
自己株式の取得					－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△0	△0		△0
当期変動額合計	－	－	3,453	－	3,453	△0	△0	－	3,453
当期末残高	190,614	1,580,963	△1,058,608	△36	712,933	411	411	30	713,374

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当連結会計年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△388,371	41,358
減価償却費	7,788	8,012
のれん償却額	53,879	52,451
貸倒引当金の増減額（△は減少）	812	△734
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	2,332	5,985
支店閉鎖損失引当金の増減額（△は減少）	△11,251	－
受取利息及び受取配当金	△1,478	△2,733
支払利息	7,002	9,091
為替差損益（△は益）	295	△188
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	56,332	△3,379
その他の流動資産の増減額（△は増加）	15,505	10,315
仕入債務の増減額（△は減少）	11,967	2,705
未払金の増減額（△は減少）	△66,645	△4,694
未払費用の増減額（△は減少）	△12,709	△95,319
未払消費税等の増減額（△は減少）	△31,145	15,882
契約負債の増減額（△は減少）	△1,202	△15,916
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△8,530	6,282
その他	△229	△278
小計	△365,647	28,844
利息及び配当金の受取額	1,478	2,733
利息の支払額	△6,859	△9,122
法人税等の支払額	△5,490	△5,304
法人税等の還付額	4,607	226
営業活動によるキャッシュ・フロー	△371,910	17,377
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	30,000	－
有形固定資産の取得による支出	△2,202	△2,509
無形固定資産の取得による支出	△7,818	△90,694
その他	△1,539	△345
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,439	△93,549
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△30,000	165,000
長期借入金の返済による支出	△37,211	△37,568
自己株式の取得による支出	△36	－
その他	△2,230	△2,230
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,477	125,201
現金及び現金同等物に係る換算差額	109	188
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△422,839	49,216
現金及び現金同等物の期首残高	1,606,886	1,184,046
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,184,046	※1 1,233,263

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　3社

連結子会社の名称　　グラムス株式会社
株式会社キャスターテックジャパン
CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.

株式会社LUVOは2025年９月１日付で、株式会社キャスターテックジャパンに商号変更しております。

２．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、グラムス株式会社の決算日は５月31日であり、CASTER TECH VIETNAM CO., LTD.の決算日は６月30日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、決算日の差異が３ヵ月を超えていないため、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、株式会社キャスターテックジャパンの決算日は、連結決算日と一致しております。

３．会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年
工具、器具及び備品　３～６年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウエア

社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。
ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

当社グループの主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・BPaaS事業（CASTER BIZシリーズ、CASTER NEOシリーズ）

「CASTER BIZシリーズ」及び「CASTER NEOシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用等に関する日々の様々な業務を「リモートで働く優秀なアシスタント」や「AI×ヒトのハイブリッド体制」により代行・支援するサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・HR事業（在宅派遣、Reworker）

「HR事業」は、求職者へリモートワークを前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつ人材を全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣及び人材紹介サービスであります。リモート派遣は顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・AI Tech事業

「AI Tech事業」は、企業向けAI研修や生成AIを活用した業務効率化ツールの開発・提供、EC事業者向けのコンサルティングやAIとヒトによる運営支援サービス等を提供する事業であります。AIとヒトによる運営支援サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、７年間の定額法により償却を行っております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の従業員等への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

グラムス株式会社に係るのれんの評価

１．当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん　　314,710 千円

２．識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却することとしております。

超過収益力であるのれんについては、グラムス株式会社が策定した事業計画の達成状況をモニタリングすること等によって、超過収益力等の毀損の有無を検討していくこととなりますが、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

グラムス株式会社が策定した事業計画は、企業を取り巻く経営環境及び市場の動向等に基づき策定されており、事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

グラムス株式会社に係るのれんの評価

１．当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん　　262,259 千円

２．識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却することとしております。

超過収益力であるのれんについては、グラムス株式会社が策定した事業計画の達成状況をモニタリングすること等によって、超過収益力等の毀損の有無を検討していくこととなりますが、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

グラムス株式会社が策定した事業計画は、企業を取り巻く経営環境及び市場の動向等に基づき策定されており、事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※１　売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）３．(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※２　運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
当座貸越極度額	513,000千円	665,000千円
借入実行残高	300,000	465,000
差引額	213,000	200,000

(連結損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
給料賃金	729,608千円	653,405千円
業務委託料	197,146	89,193
広告宣伝費	239,905	68,069
支払手数料	207,308	197,897
減価償却費	7,808	7,965
のれん償却額	53,879	52,451
貸倒引当金繰入額	1,409	1,301

※３　支店閉鎖損失

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

支店閉鎖損失は、ドイツ(ベルリン)支店の閉鎖に伴うものであります。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	411千円	△0千円
その他の包括利益合計	411	△0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,960,460	－	－	1,960,460
合計	1,960,460	－	－	1,960,460
自己株式				
普通株式(注)	－	40	－	40
合計	－	40	－	40

(注)　普通株式の自己株式の株式数の増加40株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	30
合計			－	－	－	－	30

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,960,460	―	―	1,960,460
合計	1,960,460	―	―	1,960,460
自己株式				
普通株式	40	―	―	40
合計	40	―	―	40

２．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	30
合計			―	―	―	―	30

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)	当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)
現金及び預金	1,184,046千円	1,233,263千円
現金及び現金同等物	1,184,046	1,233,263

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日となっており、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、主に債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、主に各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の２ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年８月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(１年内返済予定を含む)	158,399	156,989	△1,409
負債計	158,399	156,989	△1,409

(※)「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2026年８月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(１年内返済予定を含む)	120,831	119,137	△1,693
負債計	120,831	119,137	△1,693

(※)「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,184,046	―	―	―
売掛金及び契約資産	295,576	―	―	―
合計	1,479,623	―	―	―

当連結会計年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,233,263	―	―	―
売掛金及び契約資産	298,955	―	―	―
合計	1,532,218	―	―	―

(注) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	37,925	37,568	36,318	29,568	14,568	2,452
合計	37,925	37,568	36,318	29,568	14,568	2,452

当連結会計年度(2026年８月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	37,925	36,318	29,568	14,568	2,452	―
合計	37,925	36,318	29,568	14,568	2,452	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年８月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年８月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年８月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(１年内返済予定を含む)	―	156,989	―	156,989
負債計	―	156,989	―	156,989

当連結会計年度(2026年８月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(１年内返済予定を含む)	―	119,137	―	119,137
負債計	―	119,137	―	119,137

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、一部の従業員等の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,590	4,922
退職給付費用	6,961	10,393
退職給付の支払額	△4,628	△4,408
退職給付に係る負債の期末残高	4,922	10,908

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,922	10,908
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,922	10,908
退職給付に係る負債	4,922	10,908
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,922	10,908

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前連結会計年度　6,961千円　当連結会計年度　10,393千円

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	△344千円	－千円

（注）前連結会計年度の費用計上額はなく、前々連結会計年度までに費用計上した額を戻し入れております。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第８回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　４名 当社従業員　　11名 子会社従業員　２名	当社取締役　　１名 当社執行役員　３名 社外協力者　　１名	当社取締役　　１名 当社執行役員　１名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)１,２	普通株式　58,920株	普通株式　23,200株	普通株式　1,200株
付与日	2019年５月31日	2020年５月27日	2020年11月27日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自　2021年６月１日 至　2029年５月31日	自　2022年５月28日 至　2030年５月27日	自　2022年11月28日 至　2030年11月27日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　３名 当社執行役員　５名 当社従業員　　３名	当社執行役員　２名	当社取締役　　２名 当社従業員　　１名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)１,２	普通株式　15,240株	普通株式　800株	普通株式　2,000株
付与日	2022年７月26日	2022年８月31日	2022年12月26日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自　2024年７月27日 至　2032年７月26日	自　2024年９月１日 至　2032年７月26日	自　2024年12月27日 至　2032年７月26日

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社執行役員　４名 当社従業員　　67名	社外協力者　９名	当社従業員　　20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)１,２	普通株式　19,200株	普通株式　9,920株	普通株式　39,100株
付与日	2023年７月10日	2023年７月10日	2024年８月５日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者（業務受託者を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	(注) 3
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自　2025年７月６日 至　2033年７月５日	自　2025年７月６日 至　2033年７月５日	自　2027年12月１日 至　2034年８月４日

(注) １．株式数に換算して記載しております。

２．2023年３月７日付株式分割（普通株式１株につき200株の割合）による分割後及び2023年７月５日付株式併合（普通株式５株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

３．① 新株予約権者は、2027年８月期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上高が、10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年８月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第８回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	58,920	23,200	1,200
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	58,920	23,200	1,200

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,240	800	2,000
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	15,240	800	2,000

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	―	―	39,100
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	39,100
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	19,200	9,920	―
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	19,200	9,920	―

(注) 2023年３月７日付株式分割（普通株式１株につき200株の割合）による分割後及び2023年７月５日付株式併合（普通株式５株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第８回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,660	1,701	2,129
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	―	―	―

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格 (円)	3,191	3,191	3,191
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	―	―	―

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,476	1,476	1,314
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	―	―	329

(注) 2023年３月７日付株式分割（普通株式１株につき200株の割合）による分割後及び2023年７月５日付株式併合（普通株式５株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第８回から第17回までのストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。なお、業績条件付有償ストック・オプションについては、権利確定条件を考慮し、権利不確定による失効数を見積っております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	**－千円**
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	**－千円**

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	650,110千円	622,652千円
減価償却超過額	57,450	61,078
未払事業税	2,953	8,427
その他	15,558	45,582
繰延税金資産小計	726,072	737,740
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△650,110	△622,652
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△75,043	△94,036
評価性引当額小計	△725,154	△716,689
繰延税金資産合計	918	21,051
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△915	△813
子会社留保利益	―	△695
その他	△2	―
繰延税金負債合計	△918	△1,508
繰延税金資産純額	―	19,542

(注)　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年８月31日)

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	20,979	112,278	―	138,967	97,079	280,805	650,110
評価性引当額	△20,979	△112,278	―	△138,967	△97,079	△280,805	△650,110
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(※)　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当連結会計年度(2026年８月31日)

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	111,154	―	138,967	97,079	103,917	171,533	622,652
評価性引当額	△111,154	―	△138,967	△97,079	△103,917	△171,533	△622,652
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(※)　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
法定実効税率	－%	30.5%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	－	1.8%
住民税均等割	－	11.7%
のれん償却額	－	38.6%
評価性引当額の増減額	－	△20.5%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	－	23.6%
連結子会社との税率差異	－	3.0%
在外子会社の優遇税制に伴う免税額	－	△7.6%
未実現利益による影響	－	21.1%
税効果を伴わない連結手続項目	－	△5.9%
その他	－	△4.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－	91.7%

（注）前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を従来の「BPaaS事業」、「その他事業」から「BPaaS事業」、「HR事業」、「AI Tech事業」の３区分に変更しております。これに伴い、顧客との契約から生じる収益を分解する区分を変更後の報告セグメントの区分に変更しているため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）３．会計方針に関する事項（3）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表上「売掛金及び契約資産」に含まれております。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	351,545	295,434	295,434	298,955
契約資産	363	141	141	―
契約負債	141,958	140,756	140,756	124,840

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取り(契約負債の増加)と収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、「BPaaS事業」、「HR事業」、「AI Tech事業」の３つを報告セグメントとしております。

「BPaaS事業」はAIとヒトのハイブリッドによる企業のバックオフィス業務の代行・支援サービス、「HR事業」は人材派遣・紹介、「AI Tech事業」は企業向けAI研修や生成AIを活用した業務効率化ツールの開発・提供、EC事業者向けのコンサルティングやAIとヒトによる運営支援サービスを提供しております。

（報告セグメントの変更等に関する事項）

当連結会計年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「BPaaS事業」、「その他事業」から「BPaaS事業」、「HR事業」、「AI Tech事業」に変更しております。

この変更は、当社グループの事業ポートフォリオを現在の戦略上の役割と立場に基づき再定義し、各事業セグメント間の相互関係を明確にすることを目的としております。具体的には、収益基盤である「BPaaS事業」及び「HR事業」と、成長投資領域である「AI Tech事業」にセグメントを再編し、「BPaaS事業」と「HR事業」で創出した利益を「AI Tech事業」へ戦略的に投資する体制を構築しております。

また、この変更に伴い、従来「BPaaS事業」に区分していたMy Assistantを成長投資領域の事業と位置付け、「AI Tech事業」に移管しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分により作成したものを記載しております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額(注)１	連結損益計算書計上額(注)２
	BPaaS事業	HR事業	AI Tech事業	計			
売上高							
顧客との契約から生じる収益	3,457,370	765,545	365,213	4,588,129	4,588,129	－	4,588,129
外部顧客への売上高	3,457,370	765,545	365,213	4,588,129	4,588,129	－	4,588,129
セグメント間の内部売上高又は振替高	11,244	－	880	12,124	12,124	△12,124	－
計	3,468,614	765,545	366,093	4,600,253	4,600,253	△12,124	4,588,129
セグメント利益又は損失(△)	651,260	106,031	△275,099	482,192	482,192	△865,174	△382,982
その他の項目							
減価償却費	260	－	4,799	5,060	5,060	2,728	7,788
のれん償却額	－	－	52,451	52,451	52,451	1,427	53,879

(注) 1．セグメント利益又は損失(△)の調整額△865,174千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△865,489千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。
2．セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。
3．セグメント資産及びセグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額(注)１	連結損益計算書計上額(注)２
	BPaaS事業	HR事業	AI Tech事業	計			
売上高							
顧客との契約から生じる収益	3,396,885	693,641	363,394	4,453,921	4,453,921	－	4,453,921
外部顧客への売上高	3,396,885	693,641	363,394	4,453,921	4,453,921	－	4,453,921
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,399	－	154,740	158,139	158,139	△158,139	－
計	3,400,284	693,641	518,134	4,612,061	4,612,061	△158,139	4,453,921
セグメント利益	826,964	77,757	3,117	907,838	907,838	△857,306	50,532
その他の項目							
減価償却費	375	－	5,188	5,564	5,564	2,382	7,946
のれん償却額	－	－	52,451	52,451	52,451	－	52,451

(注) 1．セグメント利益の調整額△857,306千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△865,229千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。
2．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3．セグメント資産及びセグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	連結財務諸表計上額
	BPaaS事業	HR事業	AI Tech事業	計		
当期償却額	－	－	52,451	52,451	1,427	53,879
当期末残高	－	－	314,710	314,710	－	314,710

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	連結財務諸表計上額
	BPaaS事業	HR事業	AI Tech事業	計		
当期償却額	－	－	52,451	52,451	－	52,451
当期末残高	－	－	262,259	262,259	－	262,259

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社の役員	三浦 大助	―	―	当社子会社代表取締役	―	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	75,649	―	―

(注) 当社は、子会社の銀行借入に対して子会社代表取締役三浦大助の債務保証を受けております。取引金額については、期末借入残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社の役員	三浦 大助	―	―	当社子会社代表取締役	―	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	61,081	―	―

(注) 当社は、子会社の銀行借入に対して子会社代表取締役三浦大助の債務保証を受けております。取引金額については、期末借入残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
１株当たり純資産額	362.11円	363.87円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	△200.59円	1.76円

(注) １．前連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△393,260	3,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△393,260	3,453
普通株式の期中平均株式数(株)	1,960,444	1,960,420
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―	新株予約権　９種類 （新株予約権の数　普通株式169,580株） なお、これらの概要は「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	300,000	465,000	2.2	―
１年以内に返済予定の長期借入金	37,925	37,925	1.9	―
１年以内に返済予定のリース債務	2,230	2,110	―	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	120,474	82,906	1.7	2027年　6月～ 2030年　7月
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)	2,110	―	―	―
合計	462,740	587,941	―	―

(注) １．平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．変動金利のものについては、当連結会計年度末の利率を利用しております。
３．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
４．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	36,318	29,568	14,568	2,452

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(千円)	2,249,644	4,453,921
税金等調整前中間（当期）純利益	(千円)	20,923	41,358
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	(千円)	△22,622	3,453
１株当たり当期純利益又は１株当たり中間純損失（△）	(円)	△11.54	1.76

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	980,025	890,359
売掛金及び契約資産	※1 278,937	※1 275,694
前払費用	34,356	33,242
その他	※1 12,937	※1 6,236
貸倒引当金	△4,554	△3,807
流動資産合計	1,301,703	1,201,725
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,234	11,534
減価償却累計額	△2,448	△3,262
建物（純額）	8,785	8,272
工具、器具及び備品	10,159	11,280
減価償却累計額	△8,049	△9,537
工具、器具及び備品（純額）	2,109	1,743
有形固定資産合計	10,895	10,015
無形固定資産		
ソフトウエア	12,542	9,405
ソフトウエア仮勘定	－	126,571
無形固定資産合計	12,542	135,977
投資その他の資産		
関係会社株式	511,979	511,979
繰延税金資産	－	15,691
その他	2,480	2,237
貸倒引当金	△1,146	△1,146
投資その他の資産合計	513,313	528,761
固定資産合計	536,751	674,754
資産合計	1,838,454	1,876,479

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,302	52,901
短期借入金	※2 300,000	※2 465,000
１年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
未払金	※1 20,750	※1 14,709
未払費用	※1 383,849	※1 292,723
未払法人税等	14,349	32,965
未払消費税等	41,246	40,738
契約負債	※1 140,756	※1 125,095
預り金	32,405	31,442
流動負債合計	1,002,660	1,075,577
固定負債		
長期借入金	55,000	35,000
退職給付引当金	4,922	10,908
資産除去債務	3,729	3,749
固定負債合計	63,652	49,657
負債合計	1,066,312	1,125,235
純資産の部		
株主資本		
資本金	190,614	190,614
資本剰余金		
資本準備金	1,559,529	1,559,529
その他資本剰余金	21,434	21,434
資本剰余金合計	1,580,963	1,580,963
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△999,429	△1,020,327
利益剰余金合計	△999,429	△1,020,327
自己株式	△36	△36
株主資本合計	772,111	751,214
新株予約権	30	30
純資産合計	772,142	751,244
負債純資産合計	1,838,454	1,876,479

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年９月１日 至 2025年８月31日）	当事業年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）
売上高	※１ 4,419,014	※１ 4,278,049
売上原価	2,826,825	2,675,260
売上総利益	1,592,188	1,602,788
販売費及び一般管理費	※１,※２ 1,921,398	※１,※２ 1,626,287
営業損失（△）	△329,210	△23,498
営業外収益		
受取利息	1,295	2,156
受取配当金	―	※１ 6,300
補助金収入	2,699	1,719
キャッシュバック収入	2,495	1,042
経営指導料収入	―	※１ 7,518
為替差益	1,389	―
その他	※１ 816	※１ 692
営業外収益合計	8,696	19,429
営業外費用		
支払利息	6,239	8,300
支払手数料	5,404	5,000
為替差損	―	881
その他	1,114	983
営業外費用合計	12,758	15,165
経常損失（△）	△333,271	△19,235
特別損失		
支店閉鎖損失	※３ 2,005	―
特別損失合計	2,005	―
税引前当期純損失（△）	△335,277	△19,235
法人税、住民税及び事業税	4,654	17,353
法人税等調整額	―	△15,691
法人税等合計	4,654	1,662
当期純損失（△）	△339,931	△20,897

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日) 金額(千円)	前事業年度 構成比(%)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日) 金額(千円)	当事業年度 構成比(%)
Ⅰ　労務費		2,298,109	81.3	2,091,004	78.2
Ⅱ　経費	※	528,716	18.7	584,256	21.8
売上原価		2,826,825	100.0	2,675,260	100.0

(注)　※　主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
外注費(千円)	380,310	428,171
業務委託料(千円)	136,795	147,443

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	190,614	1,559,529	21,434	1,580,963	△659,497	△659,497
当期変動額						
当期純損失（△）					△339,931	△339,931
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△339,931	△339,931
当期末残高	190,614	1,559,529	21,434	1,580,963	△999,429	△999,429

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	－	1,112,079	374	1,112,453
当期変動額				
当期純損失（△）		△339,931		△339,931
自己株式の取得	△36	△36		△36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△344	△344
当期変動額合計	△36	△339,967	△344	△340,311
当期末残高	△36	772,111	30	772,142

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	190,614	1,559,529	21,434	1,580,963	△999,429	△999,429
当期変動額						
当期純損失（△）					△20,897	△20,897
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△20,897	△20,897
当期末残高	190,614	1,559,529	21,434	1,580,963	△1,020,327	△1,020,327

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△36	772,111	30	772,142
当期変動額				
当期純損失（△）		△20,897		△20,897
自己株式の取得		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	－	△20,897	－	△20,897
当期末残高	△36	751,214	30	751,244

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　15年
工具、器具及び備品　３～６年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウエア

社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

一部の従業員等への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。
ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

当社の主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・BPaaS事業（CASTER BIZシリーズ、CASTER NEOシリーズ）

「CASTER BIZシリーズ」及び「CASTER NEOシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用等に関する日々の様々な業務を「リモートで働く優秀なアシスタント」や「AI×ヒトのハイブリッド体制」により代行・支援するサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・HR事業（在宅派遣、Reworker）

「HR事業」は、求職者へリモートワークを前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつ人材を全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣及び人材紹介サービスであります。リモート派遣は顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

・AI Tech事業

「AI Tech事業」は、生成AIを活用した業務効率化ツールの開発・提供、EC事業者向けのコンサルティングやAIとヒトによる運営支援サービス等を提供する事業であります。AIとヒトによる運営支援サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

５．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

グラムス株式会社に係る関係会社株式の評価

１．当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	511,979 千円
上記のうちグラムス株式会社の株式	407,750

２．識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当社における関係会社株式の概要

当社が保有する関係会社株式には、外部より取得したグラムス株式会社の株式のほか、出資設立により取得した株式が含まれております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

① グラムス株式会社の株式

被取得企業の事業計画を基に会社の超過収益力を反映させた取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の減損処理の要否は、帳簿価額と超過収益力を反映させた実質価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行う方針としております。

② 出資設立した関係会社株式

関係会社の財務諸表を基礎とした１株当たり純資産額を実質価額とし、これが取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行う方針としております。

(3) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

各社の事業計画は、企業を取り巻く経営環境及び市場の動向等に基づき策定されており、事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

(4) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

グラムス株式会社に係る関係会社株式の評価

１．当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	511,979 千円
上記のうちグラムス株式会社の株式	407,750

２．識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当社における関係会社株式の概要

当社が保有する関係会社株式には、外部より取得したグラムス株式会社の株式のほか、出資設立により取得した株式が含まれております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

① グラムス株式会社の株式

被取得企業の事業計画を基に会社の超過収益力を反映させた取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の減損処理の要否は、帳簿価額と超過収益力を反映させた実質価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行う方針としております。

② 出資設立した関係会社株式

関係会社の財務諸表を基礎とした１株当たり純資産額を実質価額とし、これが取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行う方針としております。

(3) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

各社の事業計画は、企業を取り巻く経営環境及び市場の動向等に基づき策定されており、事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

(4) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※１　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
短期金銭債権	7,799千円	5,014千円
短期金銭債務	9,044	10,486

※２　運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
当座貸越極度額	513,000千円	665,000千円
借入実行残高	300,000	465,000
差引額	213,000	200,000

(損益計算書関係)

※１　関係会社との取引高

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
営業取引による取引高		
売上高	50,312千円	41,058千円
営業費用	36,802	196,434
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	314	14,110
資産購入高	―	62,819

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14.6%、当事業年度6.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85.4%、当事業年度93.1%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
給料賃金	709,042千円	631,798千円
業務委託料	184,503	67,619
広告宣伝費	238,369	66,640
支払手数料	200,960	188,386
研修費	81	155,090
減価償却費	5,693	5,749
のれん償却額	1,427	―
貸倒引当金繰入額	1,342	1,288

(表示の方法の変更)

当事業年度において、販売費及び一般管理費のうち「研修費」は金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度においても主要な費目として表示しております。

※３　支店閉鎖損失

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

支店閉鎖損失は、ドイツ(ベルリン)支店の閉鎖に伴うものであります。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式は市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。
なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
子会社株式	511,979千円	511,979千円

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	645,331千円	622,652千円
減価償却超過額	46,616	47,909
未払事業税	2,953	4,999
その他	15,554	45,583
繰延税金資産小計	710,456	721,144
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△645,331	△622,652
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△64,206	△81,987
評価性引当額小計	△709,537	△704,639
繰延税金資産合計	918	16,504
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△915	△813
その他	△2	―
繰延税金負債合計	△918	△813
繰延税金資産の純額	―	15,691

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

（連結子会社からの配当金）

当社は、2026年10月22日開催の取締役会において、下記のとおり連結子会社より配当金を受領することを決議いたしました。

１．配当金の概要

(1) 配当金額　　：30,000千円

(2) 配当受領日（予定）：2026年11月30日

(3) 配当実施会社　　：株式会社キャスターテックジャパン

２．業績に与える影響

本件に伴い、当社は翌事業年度において、同社からの当該受取配当金30,000千円を営業外収益に計上する見込みであります。なお、連結子会社からの配当であるため、翌連結会計年度の連結業績・連結財務諸表における純資産の構成に与える影響はございません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期償却額(千円)	当期末残高(千円)	減価償却累計額(千円)
有形固定資産						
建物	8,785	300	－	813	8,272	3,262
工具、器具及び備品	2,109	1,413	0	1,779	1,743	9,537
有形固定資産計	10,895	1,713	0	2,593	10,015	12,799
無形固定資産						
ソフトウエア	12,542	－	－	3,136	9,405	－
ソフトウエア仮勘定	－	126,571	－	－	126,571	－
無形固定資産計	12,542	126,571	－	3,136	135,977	－

(注) 1．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
ソフトウエア仮勘定　　自社利用ソフトウエア開発　　126,571千円
2．前事業年度末において償却が完了したのれん（取得価額7,136千円）については、当事業年度より記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)
貸倒引当金	5,700	1,288	2,035	4,954

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	事業年度末日から３ヵ月以内
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年８月末日 毎年２月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告URL：https://caster.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第11期(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)2025年11月26日九州財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月26日九州財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書
事業年度　第12期中(自　2025年９月１日　至　2026年２月28日)2026年４月13日九州財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2025年11月28日 九州財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号（連結子会社からの配当金受領）の規定に基づく臨時報告書
2026年10月22日 九州財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2026年11月２日 九州財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月25日

株式会社キャスター
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島　村　　哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	彌　武　佑　一

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャスターの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャスター及び連結子会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

グラムス株式会社に係るのれんの評価における減損の兆候の有無の判定	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度末の連結貸借対照表において計上されているのれん262,259千円には、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、グラムス株式会社（以下、「グラムス社」という。）の支配を獲得した際に生じたのれんであり、その金額は総資産1,975,304千円の13.2%を占めている。 会社は、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）３.会計方針に関する事項（5）のれんの償却方法及び償却期間に記載されているとおり、のれんについて、その効果が発現すると見積もられる期間にわたって均等償却を行っている。 のれんはグラムス社の支配を獲得する際に見込んだ超過収益力であるが、のれんの減損の兆候の有無の判定は、グラムス社が策定した事業計画に対する当連結会計年度までの実績数値による達成状況、経営環境の著しい悪化の有無や、将来の業績や事業価値を著しく低下させる変化の有無等に基づき行われる。減損の兆候があると認められる場合には、のれんを含む資産グループが帰属する事業単位ごとに割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額とを比較し、その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識する必要がある。 グラムス社の取得時に策定した事業計画は、経営環境や市場動向等に基づき売上高成長率を主要な仮定として見積られたものであるが、翌期以降の経営環境に著しい悪化が認められた場合、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる可能性がある。このような経営環境の著しい悪化といった減損の兆候の有無の判定は、経営者の主観的な判断によって影響を受け、かつ見積りの不確実性が存在する。 以上から、当監査法人はグラムス社の支配を獲得した際に生じたのれんの評価における減損の兆候の有無の判定は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、グラムス社の支配を獲得した際に生じたのれんの評価における減損の兆候の有無の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・支配獲得時の事業計画と当連結会計年度における実績との比較・分析を行い、計画の達成状況を検討した。 ・主要な仮定である売上高成長率の見込に影響を与える事業内容の変化の有無や事業計画の前提となった経営環境について著しい悪化が生じていないことを確かめるため、グラムス社の経営者へ質問を実施した。 ・支配獲得時に策定された事業計画からの経営環境の変化の有無等を確かめるため、支配獲得時に策定された事業計画と取締役会で承認された翌会計年度の予算数値との比較を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月25日

株式会社キャスター
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島　村　　哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	彌　武　佑　一

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャスターの2025年９月１日から2026年８月31日までの第１２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャスターの2026年８月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

グラムス株式会社に係る関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式511,979千円には、グラムス株式会社（以下、「グラムス社」という。）の発行済株式の全てを取得した際の取得価額407,750千円が含まれ、会社の貸借対照表の総資産1,876,479千円の21.7%を占めている。 市場価格のない株式等である関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とするが、超過収益力を含む実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理が必要となる。 グラムス社株式の評価において、超過収益力を含む実質価額が著しく下落したか否かの判定は、経営者の主観的な判断によって影響を受け、かつ見積りの不確実性が存在する。 当該関係会社株式は金額的重要性が高く、その評価における経営者の判断及び見積りを要し、財務諸表に与える影響が大きいことから、当該事項が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「グラムス株式会社に係るのれんの評価における減損の兆候の有無の判定」に記載の監査上の対応を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。